

平成25年3月29日  
山口県報号外第17号  
監査公表第4号別冊

平成24年度

行政監査結果報告書

「税外未収金の債権管理について」

平成25年3月

山口県監査委員

## 目次

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査の概要	1
1	監査の趣旨	1
2	監査の対象事務	1
3	事前調査	1
4	実地監査	1
	(1) 実地監査対象事業・機関の選定	1
	(2) 実施方法	2
	(3) 監査の着眼点	2
	(4) 実施時期	2
第3	監査の結果	3
1	債権管理事務の概要	3
2	事前調査の結果	6
3	実地監査の結果	14
第4	意見	27
第5	結び	28
	別表 監査項目・対象事業一覧	29
第6	事業別監査の結果	30
1	健康福祉部	30
2	商工労働部	51
3	農林水産部	58
4	土木建築部	64
5	教育庁	70
6	警察本部	72

## 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行が、法令の規定に従って適正に実施されているかという観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から実施するものである。

## 第2 監査の概要

### 1 監査の趣旨

本県の財政状況が依然として厳しい状況にある中で、平成23年度決算における税外未収金(公営企業会計に属するものを除く。以下「未収金」という。)は53億円余りにのぼっており、この未収金の回収対策は、県行政の公平性や財源を確保する上から重要な課題となっている。

このため、未収金の債権管理が法令等に基づいて適正に行われているか、また、実態に応じた適切な債権管理事務が行われているかを検証し、今後の未収金の公平、公正な管理とその縮減に寄与することを目的とする。

### 2 監査の対象事務

監査の対象は、平成23年度における未収金の債権管理事務とした。

なお、実地監査に当たっては、必要に応じて平成24年度及び平成22年度以前の事務についても監査の対象とした。

### 3 事前調査

県の本庁各課及び各出先機関に対し、平成23年度普通会計決算(一般会計及び特別会計)における未収金について、監査資料の提出を求め収入未済額や事務処理状況等を把握した。

### 4 実地監査

#### (1) 実地監査対象事業・機関の選定

実地監査は一定の収入未済額を有し、債権管理に関する事務を行っている状況を監査する必要があることから、収入未済額が5百万円以上となっている26事業を選定することとし、当該事業の債権管理を行っている24機関に対して、実地監査を行うこととした。

その対象機関数は表1のとおりとなっている。

なお、事件、事故に係る一過性の損害賠償金等は対象としなかった。

表1 事前調査対象機関数及び実地監査対象機関・事業数 (単位 機関、事業)

区 分	事前調査 対象機関数	実地監査対象機関数			実地監査 対象事業数
		監査対象 機 関 数	内 訳		
			本庁	出先機関	
総務部	14	0	0	0	0
総合政策部	7	0	0	0	0
地域振興部	11	0	0	0	0
環境生活部	12	0	0	0	0
健康福祉部	25	17	5	12	10
商工労働部	8	1	1	0	4
農林水産部	23	3	3	0	5
土木建築部	26	1	1	0	3
会計管理局	2	0	0	0	0
議会事務局	1	0	0	0	0
各種委員会事務局	3	0	0	0	0
教育庁	79	1	1	0	2
警察本部	17	1	1	0	2
計	229	24	12	12	26

(2) 実施方法

監査の対象機関から事前に提出された監査資料を参考とし、関係書類等の実査、照合、職員への聞き取り等の検証方法により監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

監査の着眼点は、次のとおりとした。

ア 執行体制について

- (ア) 債権管理マニュアルの整備状況
- (イ) 未収金の発生原因の分析とその縮減を図る取組み
- (ウ) 全庁共通的な取組方針への対応
- (エ) 効率的な事務執行
- (オ) 本庁所管課の出先機関に対する指導
- (カ) 債権管理の委託

イ 執行状況について

- (ア) 督促状の発付、延滞債権管理簿の整備等未収金の把握の状況
- (イ) 債務者に対する納付交渉等の事務
- (ウ) 債権の保全（時効中断措置、財産調査等）の事務
- (エ) 滞納処分（強制執行）、停止（執行停止、履行延期の特約）・消滅（不納欠損処分）等の事務
- (オ) 貸付決定の審査事務

(4) 実施時期

平成24年7月から平成24年9月までの間に実地監査を実施した。

### 第3 監査の結果

#### 1 債権管理事務の概要

全庁共通的な債権の保全・回収事務の取扱いを定めた「共通的な債権管理ガイドライン」（平成21年8月制定、以下「債権管理ガイドライン」という。）で示されている概要は次のとおりである。

##### (1) 債権の種類

債権とは、金銭の給付を請求することができる権利であり、次のとおり区分できる。

##### ア 公法上の債権

公法上の原因により生じる債権

##### (ア) 強制徴収できる債権

事業の根拠となっている法律等の規定により強制徴収（国税や地方税の滞納処分の例による徴収）ができる債権

例：児童養護施設等措置費負担金、放置駐車違反金

##### (イ) その他の公法上の債権

(ア)を除く債権。強制執行等をするためには裁判上の手続きが必要

例：生活保護費返還金、児童扶養手当返納金

##### イ 私法上の債権

私法上の原因により生じる債権。強制執行等をするためには裁判上の手続きが必要

例：中小企業高度化資金貸付金、母子寡婦福祉資金貸付金

##### (2) 債権の種類ごとの手続き

債権管理手続きの主な特徴は次のとおりである。

区 分	公法上の債権		私法上の債権
	強制徴収できる債権	その他の公法上の債権	
督促	しなければならない。 【法 § 231の3①】		しなければならない。 【施行令 § 171】
納付がない場合の債務内容の実現方法	滞納処分 【法 § 231の3③】	強制執行等 【法 § 240②、施行令 § 171の2】	
債務者が無資力の場合などにとることができる措置	滞納処分の執行停止 【法 § 231の3③】	—	
	—	徴収停止【施行令 § 171の5】	
	—	履行延期の特約又は処分【施行令 § 171の6】	
	—	債務の免除【施行令 § 171の7】	
時効による債権の消滅	債務者による時効の援用は不要 【法 § 236②】		時効の援用が必要 【民法 § 145】

法：地方自治法

施行令：地方自治法施行令

### (3) 債権管理手続きの流れ

#### ア 強制徴収が可能な公法上の債権

##### (ア) 督促

###### a 督促状の発付

納期限までに履行されない場合は、督促状を発付し督促を行う。

###### b 延滞債権管理簿の整備

債権の適正な管理のため、債務者ごとに、氏名、債権額等の基本情報と交渉内容を記録する「延滞債権管理簿」を作成する。

##### (イ) 催告

納期限後、時間が経過するほど債権の回収は困難になるため、納期限経過後は、早急に納付について交渉を行う。

##### (ウ) 財産調査

強制徴収の執行のため、債務者の財産の有無や所有する財産の換価価値を調査する。

##### (エ) 滞納処分

強制徴収の実施以外に解決方法が見出せない場合に実施する。

滞納処分をすることができる財産がない場合など、一定の事実があると認める場合には、滞納処分の執行停止（注1）を行うことができる。

#### イ 強制徴収ができない公法上の債権及び私法上の債権

##### (ア) 督促

###### a 督促状の発付

###### b 延滞債権管理簿の整備

##### (イ) 催告

###### a 主たる債務者への催告

###### b 連帯保証人等への催告

##### (ウ) 債務名義の取得

###### a 主たる債務者への支払督促等

###### b 連帯保証人等への支払督促等

##### (エ) 財産調査（任意調査）

強制執行等の実施に向けて、債務者の支払能力の判定や強制執行等の対象財産把握のため、財産の有無や所有する財産の換価価値を調査する。

##### (オ) 強制執行等

督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときに、次の措置をとる。

###### a 担保の処分、競売その他の担保権実行の手続き、保証人への請求

###### b 債務名義のある債権については、強制執行の手続きをとる。

###### c 訴訟手続きによる履行の請求

なお、債務者の状況に応じて、徴収停止（注2）、履行延期の特約又は処分（注3）、債務の免除（注4）の措置をとることができる。

(参考)

(注1) 滞納処分の執行停止

強制徴収をすることができる財産がないときなどの一定の要件に該当する場合、以後、債権の保全又は取立てをしないことができる。執行の停止が3年間継続したときは、債権が消滅する。

(注2) 徴収停止

債務者が所在不明で、かつ、差し押さえることのできる財産の価値が強制執行の費用を超えない場合などの要件に該当する場合、以後、債権の保全又は取立てをしないことができる。

(注3) 履行延期の特約又は処分

債務者が無資力などの一定の要件に該当する場合、契約又は行政処分によって既に定まっている履行期限をその設定後において延長することができる。

(注4) 債務の免除

履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときに債権を免除することができる。

## 2 事前調査の結果

県の本庁各課及び各出先機関に対し、平成23年度一般会計及び特別会計決算における未収金について、監査資料の提出を求めた結果、次のとおり65事業について未収金があった。

事前調査対象未収金

(単位 千円)

番号	部局名	事業の名称	一般特別会計の別	公法私法の別	強制徴収可能債権	収入未済額	本庁所管課	
1	環境生活部	損害賠償金	一般	私法		35,095	環境政策課	
小計		1 事業				35,095		
2	健康福祉部	生活保護費返還金	一般	公法		23,495	厚政課	
3		介護福祉士修学資金貸付金	一般	私法		712	厚政課	
4		保健師等修学資金貸付金	一般	私法		6,480	医務保険課	
5		理学療法士等修学資金貸付金	一般	私法		4,092	医務保険課	
6		母子保健援助費	一般	公法	可能	327	健康増進課	
7		高齢者住宅整備資金貸付金	一般	私法		165,298	長寿社会課	
8		補助金等返納金	一般	公法		73	長寿社会課	
9		母子寡婦福祉資金貸付金	特別	私法		523,911	こども未来課	
10		母子寡婦福祉資金違約金	特別	私法		28,201	こども未来課	
11		児童養護施設等措置費負担金	一般	公法	可能	21,109	こども未来課	
12		児童扶養手当返納金	一般	公法		9,263	こども未来課	
13		情緒障害児短期治療施設運営費負担金	一般	公法	可能	2,186	こども未来課	
14		児童自立支援施設運営費負担金	一般	公法	可能	901	こども未来課	
15		障害者住宅整備資金貸付金	一般	私法		43,507	障害者支援課	
16		心身障害者扶養共済制度掛金	一般	私法		39,902	障害者支援課	
17		障害児施設等措置費負担金	一般	公法	可能	8,394	障害者支援課	
18		ろうあ児施設措置費負担金	一般	公法	可能	1,397	障害者支援課	
19		知的障害者委託事業費	一般	公法		305	障害者支援課	
20		肢体不自由児療護施設措置費負担金	一般	公法	可能	112	障害者支援課	
21		知的障害児施設利用料	一般	私法		117	障害者支援課	
22		戻入返納金	一般	私法		180	障害者支援課	
23		児童自立支援施設運営費負担金	一般	公法	可能	29	障害者支援課	
小計		2 2 事業				879,991		
24	商工労働部	中小企業高度化資金貸付金	特別	私法		3,715,274	経営金融課	
25		中小企業設備近代化資金貸付金	特別	私法		85,711	経営金融課	
26		中小企業設備近代化資金違約金	特別	私法		133	経営金融課	
27		中小企業振興育成費（中小企業従業員住宅家賃）	一般	私法		26,581	経営金融課	
小計		4 事業				3,827,699		
28	農林水産部	下関漁港卸売市場使用料等 事務室売店その他の施設	特別	公法		676	農林水産政策課	
29		下関漁港卸売市場使用料等 水道料	特別	公法		92	農林水産政策課	
30		下関漁港卸売市場使用料等 電気料	特別	公法		125	農林水産政策課	
31		農業改良資金貸付金	特別	私法		48,304	農業経営課	
32		農業改良資金違約金	特別	私法		1,490	農業経営課	
33		橋等名板損害賠償金	一般	私法		665	農村整備課	
34		林業・木材産業改善資金貸付金	特別	私法		48,938	森林企画課	
35		林業・木材産業改善資金違約金	特別	私法		819	森林企画課	
36		沿岸漁業改善資金貸付金	特別	私法		11,218	水産振興課	
37		販売代金	一般	私法		1,396	水産振興課	
38		返還金	一般	私法		7,143	漁港漁場整備課	
39		下関漁港使用料等 各種漁港施設の敷地占用料	一般	公法	可能	1,948	漁港漁場整備課	
40		下関漁港使用料等 岸壁使用料	一般	公法	可能	614	漁港漁場整備課	
41		下関漁港使用料等 各種漁港施設の敷地使用料	一般	公法	可能	341	漁港漁場整備課	
42		下関漁港使用料等 泊地使用料	一般	公法	可能	21	漁港漁場整備課	
小計		1 5 事業				123,790		



43	土木建築部	契約解除違約金・前払金返納利息	一般	私法		3,858	技術管理課
44		契約解除違約金・前払金返納利息(土木諸費)	一般	私法		231	技術管理課
45		橋等名板損害賠償金	一般	私法		13,037	道路整備課
46		道路原因者負担金	一般	公法	可能	418	道路整備課
47		道路占用料	一般	公法	可能	38	道路整備課
48		橋等名板損害賠償金	一般	私法		2,632	道路建設課
49		河川海岸敷地占用料	一般	公法	可能	768	河川課
50		橋等名板損害賠償金	一般	私法		420	河川課
51		使用料手数料 港湾 保管施設使用料	特別	公法		84	港湾課
52		使用料手数料 港湾 特殊使用料	特別	公法		46	港湾課
53		使用料手数料 係船料	一般	公法	可能	1	港湾課
54		県営住宅家賃	一般	私法		206,027	住宅課
55		県営住宅駐車場使用料	一般	公法		8,380	住宅課
56		県営住宅火災損害賠償金	一般	私法		17,641	住宅課
小計		14事業				253,581	
57	教育庁	全日制高等学校授業料	一般	公法		2,762	教職員課
58		定時制高等学校授業料	一般	公法		17	教職員課
59		給料返納金	一般	公法		373	教職員課
60		高等学校等進学奨励費	一般	私法		231,671	人権教育課
61		高等学校等進学奨励費(返納金)	一般	私法		1,211	人権教育課
小計		5事業				236,034	
62	警察本部	戻入返納金	一般	公法		65	会計課
63		交通事故等損害賠償金	一般	私法		1,081	監察官室
64		放置違反金	一般	公法	可能	14,046	交通指導課
65		放置違反金(延滞金)	一般	公法	可能	1,365	交通指導課
小計		4事業				16,557	
合計		65事業				5,372,747	

## (1) 収入未済額の状況

### ア 収入未済額の推移

平成23年度末の収入未済額の状況は、一般会計907,726千円(対前年度比105.8%)、特別会計4,465,021千円(同99.1%)、合計5,372,747千円(同100.2%)であった。

平成19年度以降、特別会計では若干の減少傾向にあるが、一般会計を含む全体では年度ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移している。

未収金の推移

(単位：千円、%)

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計	収入未済額	853,202	927,085	932,452	857,567	907,726
	対前年度比	—	108.7	100.6	92.0	105.8
特別会計	収入未済額	4,521,697	4,528,374	4,514,901	4,503,678	4,465,021
	対前年度比	—	100.1	99.7	99.8	99.1
計	収入未済額	5,374,899	5,455,459	5,447,353	5,361,245	5,372,747
	対前年度比	—	101.5	99.9	98.4	100.2

### イ 現年度・過年度別状況

現年度分、過年度分の調定額には大きな差はないが、収入率は現年度分の96.9%に対し、過年度分は2.4%と著しく低かった。

現年度・過年度別状況

(単位 千円、%)

区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現年度	6,084,661	5,897,374	86	187,201	96.9
過年度	5,355,312	127,692	42,074	5,185,546	2.4
計	11,439,973	6,025,066	42,160	5,372,747	52.7

#### ウ 収入率の状況

収入率の平均は52.7%である。事業ごとの収入率は、「第6 事業別監査結果」に記載しているとおり、収入率の高いものは、県営住宅家賃の93.4%、県営住宅駐車場使用料の93.1%などであり、低いものは、中小企業設備近代化資金貸付金の1.3%、中小企業振興育成費(中小企業従業員住宅家賃)の0.6%など、事業により異なっており一様ではなかった。

#### エ 債権の種類別状況

収入未済額の大部分は私法上の債権が占め、公法上の債権については、強制徴収の可否に関わらず高い収入率となっていた。

債権の種類別状況

(単位 千円、%)

区 分		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
公法上の債権	強制徴収可能債権	962,376	905,738	2,623	54,015	94.1
	強制徴収不能債権	1,024,916	973,379	5,781	45,756	95.0
私法上の債権		9,452,681	4,145,949	33,756	5,272,976	43.9
計		11,439,973	6,025,066	42,160	5,372,747	52.7

#### オ 債務者との交渉等の状況

滞納債権数の構成割合では、債務者に直接交渉を行っているものについて、31.4%が納付交渉済・納付交渉中、4.6%が法的措置へ移行済であり、督促状の郵送等で直接交渉を行っていない、その他(未接触等)が53.5%であった。

滞納額(収入未済額)の構成割合では、34.4%が納付交渉済・納付交渉中、37.5%が法的措置へ移行済であり、7.6%がその他(未接触等)であった。

1件当たりの収入未済額は、納付交渉済・納付交渉中が748千円、法的措置へ移行済が5,611千円、その他(未接触等)が97千円となっており、少額な未収金に対する収納促進が十分ではない状況がうかがえた。

債務者との交渉、滞納理由等の状況

(単位 件、千円、%)

区 分	滞納債権数(構成割合)		収入未済額(構成割合)	
納付交渉済、納付交渉中	2,470	(31.4)	1,848,011	(34.4)
法的措置へ移行済	359	(4.6)	2,014,396	(37.5)
資力無し	257	(3.3)	41,212	(0.8)
破産	183	(2.3)	929,853	(17.3)
所在不明	218	(2.8)	66,307	(1.2)
死亡	165	(2.1)	65,959	(1.2)
その他(未接触等)	4,198	(53.5)	407,009	(7.6)
計	7,850	(100.0)	5,372,747	(100.0)

## (2) 債権管理事務の執行体制

職員研修の状況、事業ごとの債権管理マニュアルの作成、分任出納員の任命については、かなりの事業で実施されていたが、収入未済額を解消する取組みについては、未だ検討段階にある事業が多く見受けられた。

### ア 職員研修の状況

債権管理に関する研修について、58事業で職員を参加させていた。

職員研修	事業数
参加させたことがある。	58
参加させたことがない。	7
計	65

### イ 事業ごとの債権管理マニュアルの作成

事業ごとの債権管理マニュアルを作成済みの事業は、35事業であった。

事業ごとの債権管理マニュアル	事業数
作成している。	35
作成していない。	30
計	65

### エ 収入未済額を解消する取組み

取組方針等を策定、実施済みの事業は14事業、策定に向けて検討中の事業は44事業であった。

収入未済額を解消する取組み	事業数
策定し、実施している。	14
検討を行っている（策定していない。）。	44
検討を行っていない（策定していない。）。	7
計	65

### オ 分任出納員の任命

分任出納員を任命済みの事業は32事業、任命に向けて検討中の事業は3事業であった。

分任出納員の任命	事業数
任命している。	32
検討を行っている（任命はしていない。）。	3
検討を行っていない（任命はしていない。）。	30
計	65

(注) 分任出納員：収納の事務を委任された者で、庁舎外での納付交渉等で債務者から未収金（公金）を現金で受け取ることができる。

(3) 債権管理事務の執行状況

督促状の発付、延滞債権管理簿の整備など基本的な事務は、ほとんどの事業で実施されていた。

時効中断措置、延滞金等の徴収、財産調査、滞納処分（強制執行）等については、実施されていない事業が見受けられた。

ア 督促状の発付

すべての案件で発付している事業が47事業、発付していない事業（一部発付を含む）が18事業あった。

督促状の発付	事業数
案件のすべてについて発付している。	47
案件はあるが発付していない（一部に対する発付を含む。）。	18
計	65

イ 延滞債権管理簿の整備

すべての債務者について記録している事業が49事業、記録していない（一部に対する記録を含む）が16事業あった。

債務者ごとの延滞債権管理簿の整備	事業数
すべての債務者について記録している。	49
記録していない（一部に対する記録を含む）。	16
計	65

(注) 延滞債権管理簿は、債務者の現状や交渉記録など債権管理を行う上で必要な情報を記録する債務者ごとの台帳である。

ウ 債務承認の取得（時効の中断要件）

案件のすべてについて取得している事業が10事業、一部について取得している事業が18事業、取得していない事業が27事業あった。

債務承認の取得	事業数
案件のすべてについて取得している。	10
案件の一部について取得している。	18
案件はあるが取得していない。	27
案件がない。	10
計	65

エ 分納誓約の取得

案件のすべてについて取得している事業が8事業、一部について取得している事業が24事業、取得していない事業が17事業あった。

分納誓約の取得	事業数
案件のすべてについて取得している。	8
案件の一部について取得している。	24
案件はあるが取得していない。	17
案件がない。	16
計	65

(注) 分納誓約とは、債務者が分納による償還を約束したものの。

オ 延滞金等の徴収

案件のすべてについて徴収している事業が5事業、一部について取得している事業が5事業、徴収していない事業が16事業あった。

延滞金等の徴収	事業数
案件のすべてについて徴収している。	5
案件の一部について徴収している。	5
案件はあるが徴収していない。	16
案件がない。	39
計	65

カ 連帯保証人への接触

案件のすべてについて接触している事業が3事業、一部について接触している事業が13事業、接触していない事業が4事業あった。

連帯保証人への接触	事業数
案件のすべてについて接触している。	3
案件の一部について接触している。	13
案件はあるが接触していない。	4
案件がない。	45
計	65

キ 時効中断措置のスケジュール

時効中断措置のスケジュールを具体化した実施計画を定めている事業が9事業、定めていない事業が29事業あった。

時効中断措置のスケジュール	事業数
案件はあり、具体化した実施計画を定めている。	9
案件はあるが、具体化した実施計画を定めていない。	29
案件がない。	27
計	65

ク 財産調査の実施

案件のすべてについて調査している事業が13事業、一部について調査している事業が21事業、調査していない事業が17事業あった。

収入・資産調査	事業数
案件のすべてについて調査している。	13
案件の一部について調査している。	21
案件はあるが調査していない。	17
案件がない。	14
計	65

ケ 滞納処分の実施

案件の一部について実施している事業が4事業、実施していない事業が12事業あった。

滞納処分	事業数
案件のすべてについて実施している。	0
案件の一部について実施している。	4
案件はあるが、実施していない。	12
案件がない。	2
計	18

コ 強制執行等の実施

案件のすべてについて実施している事業が1事業、一部について実施している事業が5事業、実施していない事業が23事業あった。

強制執行等	事業数
案件のすべてについて実施している。	1
案件の一部について実施している。	5
案件はあるが、実施していない。	23
案件がない。	18
計	47

サ 滞納処分の執行停止の実施

案件のすべてについて実施している事業が5事業、一部について実施している事業が1事業、実施していない事業が5事業あった。

滞納処分の執行停止	事業数
案件のすべてについて実施している。	5
案件の一部について実施している。	1
案件はあるが、実施していない。	5
案件がない。	7
計	18

シ 履行延期の特約の実施

案件の一部について実施している事業が4事業、実施していない事業が11事業あった。

履行延期の特約の実施	事業数
案件のすべてについて実施している。	0
案件の一部について実施している。	4
案件はあるが、実施していない。	11
案件がない。	30
計	47

### 3 実地監査の結果

実地監査は、収入未済額が5百万円以上となっている26事業(表2)を選定し、当該事業の債権管理を行っている24機関(表3)に対して実施した。

監査においては、債権管理事務に係る執行体制及び執行状況について、地方自治法、山口県会計規則、債権管理ガイドライン等関係諸規定に照らし、関係書類の照合、職員への聞き取り等を行った結果、以下のような改善留意事項があった。

なお、以下の記述では、枠内に事務処理の基準や方向性を示した上で、それに照らし、改善留意すべき事項を示した。

表2 実地監査対象事業

(単位 千円)

事業No.	部局名	事業の名称	一般特別会計の別	公法私法の別	強制徴収可能債権	収入未済額	所管課
1	健康福祉部	生活保護費返還金	一般	公法		23,495	厚政課
2		保健師等修学資金貸付金	一般	私法		6,480	医務保険課
3		高齢者住宅整備資金貸付金	一般	私法		165,298	長寿社会課
4		母子寡婦福祉資金貸付金	特別	私法		523,911	こども未来課
5		母子寡婦福祉資金違約金	特別	私法		28,201	こども未来課
6		児童養護施設等措置費負担金	一般	公法	可能	21,109	こども未来課
7		児童扶養手当返納金	一般	公法		9,263	こども未来課
8		障害者住宅整備資金貸付金	一般	私法		43,507	障害者支援課
9		心身障害者扶養共済制度掛金	一般	私法		39,902	障害者支援課
10		障害児施設等措置費負担金	一般	公法	可能	8,394	障害者支援課
小計		10事業				869,560	
11	商工労働部	中小企業高度化資金貸付金	特別	私法		3,715,274	経営金融課
12		中小企業設備近代化資金貸付金	特別	私法		85,711	経営金融課
13		中小企業設備近代化資金違約金	特別	私法		133	経営金融課
14		中小企業振興育成費(中小企業従業員住宅家賃)	一般	私法		26,581	経営金融課
小計		4事業				3,827,699	
15	農林水産部	農業改良資金貸付金	特別	私法		48,304	農業経営課
16		農業改良資金違約金	特別	私法		1,490	農業経営課
17		林業・木材産業改善資金貸付金	特別	私法		48,938	森林企画課
18		林業・木材産業改善資金違約金	特別	私法		819	森林企画課
19		沿岸漁業改善資金貸付金	特別	私法		11,218	水産振興課
小計		5事業				110,769	
20	土木建築部	県営住宅家賃	一般	私法		206,027	住宅課
21		県営住宅駐車場使用料	一般	公法		8,380	住宅課
22		県営住宅火災損害賠償金	一般	私法		17,641	住宅課
小計		3事業				232,048	
23	教育庁	高等学校等進学奨励費	一般	私法		231,671	人権教育課
24		高等学校等進学奨励費(返納金)	一般	私法		1,211	人権教育課
小計		2事業				232,882	
25	警察本部	放置違反金	一般	公法	可能	14,046	交通指導課
26		放置違反金(延滞金)	一般	公法	可能	1,365	交通指導課
小計		2事業				15,411	
合計		26事業				5,288,369	



表3 実地監査対象機関

区 分	監 査 対 象 機 関 名
健康福祉部	厚政課、医務保険課、長寿社会課、こども未来課、障害者支援課、岩国健康福祉センター、柳井健康福祉センター、周南健康福祉センター、山口健康福祉センター、宇部健康福祉センター、長門健康福祉センター、萩健康福祉センター、中央児童相談所、岩国児童相談所、周南児童相談所、下関児童相談所、萩児童相談所
商工労働部	経営金融課
農林水産部	農業経営課、森林企画課、水産振興課
土木建築部	住宅課
教育庁	人権教育課
警察本部	交通指導課

(1) 債権管理事務の執行体制

実地監査対象26事業について、監査の着眼点に照らし、次の6項目（事業ごとの債権管理マニュアルの整備、未収金の縮減を図る取組み、全庁共通的な取組方針への対応、効率的な事務執行、本庁所管課の出先機関に対する指導、債権管理の委託）の状況について検証した。

ア 事業ごとの債権管理マニュアルの整備

県では全庁共通的な債権管理を示した債権管理ガイドラインを定めているが、個々の債権の性格やその根拠法令等の特殊性等までは考慮していない。

そのため、債権管理ガイドラインを指針として、個々の債権を管理している事業ごとに、内部規定にあたる債権管理マニュアルを整備する必要がある。

- 母子寡婦福祉資金貸付金、中小企業高度化資金貸付金等の事業では、債権管理マニュアルが整備済みで、マニュアルを基準として事務処理を進めているものの、規則等の現行規定で対応していることなどを理由に、債権管理マニュアルが整備されていない事業があった。
- 事業の制度や運営経緯を考慮した管理を行うことや、恒常的な債権管理が必要である事業については、事業ごとの債権管理マニュアルを整備する必要がある。

【対象事業（4事業）】

2－保健師等修学資金貸付金、9－心身障害者扶養共済制度掛金、12－中小企業設備近代化資金貸付金、14－中小企業振興育成費（中小企業従業員住宅家賃）（表2の事業NO.と事業の名称で記載している。以下、同じ）

イ 未収金の縮減を図る取組み

未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

なお、収入未済額が増加しているもの、現年度分の収入率が95%以下であるもの、過年度分の収入率が15%以下であるものを検証の指標として定め、該当する事業については取組みを促すこととした。

- 収入未済額が増加している事業や収入率が低い事業は、早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

【対象事業】

表4のとおり、収入未済額が増加しているものが9事業、現年度分収入率が低いものが16事業、過年度分収入率が低いものが23事業あった。

表4 収入未済額、収入率の状況 (単位 千円、%)

事業No.	部局名	事業の名称	収入未済額の増加	収入率の基準		収入未済額		収入率		所管課
				現年度分	過年度分	平成19年度	平成23年度	現年度分	過年度分	
1	健康福祉部	生活保護費返還金		○	○	35,807	23,495	73.7	4.6	厚政課
2		保健師等修学資金貸付金		○	○	7,625	6,480	95.0	13.2	医務保険課
3		高齢者住宅整備資金貸付金		○	○	167,615	165,298	88.3	5.3	長寿社会課
4		母子寡婦福祉資金貸付金	○	○	○	474,627	523,911	84.4	6.4	こども未来課
5		母子寡婦福祉資金違約金	○	○	○	27,358	28,201	30.9	2.4	こども未来課
6		児童養護施設等措置費負担金	○	○	○	20,487	21,109	76.9	8.6	こども未来課
7		児童扶養手当返納金		○	○	16,384	9,263	60.0	1.7	こども未来課
8		障害者住宅整備資金貸付金		○	○	51,794	43,507	93.0	9.6	障害者支援課
9		心身障害者扶養共済制度掛金	○		○	37,487	39,902	98.9	0.7	障害者支援課
10		障害児施設等措置費負担金		○	○	16,331	8,394	48.8	7.1	障害者支援課
11	商工労働部	中小企業高度化資金貸付金			○	3,764,466	3,715,274	98.6	0.4	経営金融課
12		中小企業設備近代化資金貸付金			○	118,496	85,711	-	1.3	経営金融課
13		中小企業設備近代化資金違約金			○	133	133	-	0.0	経営金融課
14		中小企業振興育成費(中小企業従業員住宅家賃)			○	37,133	26,581	-	0.6	経営金融課
15	農林水産部	農業改良資金貸付金		○	○	59,959	48,304	93.5	14.5	農業経営課
16		農業改良資金違約金				1,587	1,490	100.0	17.7	農業経営課
17		林業・木材産業改善資金貸付金		○	○	61,568	48,938	94.8	9.3	森林企画課
18		林業・木材産業改善資金違約金	○		○	566	819	100.0	2.8	森林企画課
19		沿岸漁業改善資金貸付金	○	○		6,669	11,218	80.8	38.6	水産振興課
20	土木建築部	県営住宅家賃			○	227,279	206,027	99.4	10.3	住宅課
21		県営住宅駐車場使用料			○	8,993	8,380	99.4	10.5	住宅課
22		県営住宅火災損害賠償金		○	○	-	17,641	0.8	3.9	住宅課
23	教育庁	高等学校等進学奨励費	○	○	○	154,818	231,671	60.1	2.7	人権教育課
24		高等学校等進学奨励費(返納金)			○	1,211	1,211	-	0.0	人権教育課
25	警察本部	放置違反金	○	○		11,000	14,046	89.3	29.4	交通指導課
26		放置違反金(延滞金)	○	○	○	91	1,365	53.6	1.0	交通指導課
対象事業数			9事業	16事業	23事業					

なお、未収金の縮減に向けて、次のような特徴的な取組みが行われていた。

(未収金の発生防止の取組み)

- a 貸付審査の厳格化  
貸付申請において、借受人だけでなく、連帯借受人、連帯保証人と直接面接し、貸付目的、貸付の必要性や他の制度の活用の可否、償還の確実性などを厳格に審査。
- b 貸付希望者等に対する十分な周知  
貸付の希望者、連帯保証人になるべき者に対して、あらかじめ文書により制度内容を周知する「ちらし」を交付し、滞納となった場合に負うべき責任（連帯保証に基づく償還義務、違約金の徴収等）を事前に周知。
- c 早期対応  
借受人の経営状況等を把握する中で、予定額の償還が困難と考えられる場合には、早めの分納を促すなど、早期対応。

(収入未済額を解消する取組み)

- a 納付交渉における厳正な対応  
債務者との納付交渉については、文書により要請し、事務所に来庁を求めて面接を行い、交渉内容を延滞債権管理簿に記録。
- b 債務者等に対する十分な周知  
債務者等に早期償還を促すための違約金額の提示。

ウ 全庁共通的な取組方針への対応

全庁共通的な取組みについては、債権管理ガイドラインに沿って、研修会の開催、納付交渉の徹底、滞納事案への対応強化などについての指導や支援が行われているところである。

こうした対応強化などを図るための取扱いについては、本庁所管課に対し指導通知がなされており、指導通知に基づき、各事業において適切な対応をとる必要がある。

(ア) 税外未収金に係る延滞金・違約金等の取扱いについて（平成23年9月9日付平23税務第251号）の通知について

新たな滞納発生を防止する観点、納期内に納付する者との公平性を確保する観点等から、今後の延滞金等の徴収に関する基本方針を、これまでの経緯等の如何にかかわらず、「原則徴収」とすること。さらに、この方針の実効性を確保するため、各所管課において、延滞金等の減免基準のあり方について、それぞれの債権の発生理由等についても考慮しながら検討を進め、平成23年度中に結論を得ること。

- 母子寡婦福祉資金貸付金、中小企業高度化資金貸付金、農業改良資金貸付金、林業・木材産業改善資金貸付金、沿岸漁業改善資金貸付金、放置違反金等の事業については、延滞金や違約金を徴収しており、おおむね適正であったものの、次の事業については、延滞金等の取扱通知に示された「原則徴収」や減免基準のあり方について検討を行っていなかった。
- 平成23年度中に結論を得ることとされている「原則徴収」の基本方針や延滞金等の減免基準のあり方について、制度目的、債務者の状況や延滞理由についても十分考慮しながら早急な対応方針を示す必要がある。

【対象事業（8事業）】

1－生活保護費返還金、2－保健師等修学資金貸付金、6－児童養護施設等措置費負担金、7－児童扶養手当返納金、8－障害者住宅整備資金貸付金、10－障害児施設等措置費負担金、12－中小企業設備近代化資金貸付金、14－中小企業振興育成費(中小企業従業員住宅家賃)

(イ) 税外未収金滞納者に対する一斉アンケートの実施について（平成23年6月3日付平23税務第117号）の通知について

さらに効率的な債権回収を進めるため、新たな催告の手法として、文書により滞納者に債務を示し返済意思の確認を行う調査を実施することとした。所管課は、対象者を整理し、実施計画を作成の上、調査すること。

- 文書による債権確認調査の実施状況については、おおむね適正に行われていたが、実施されていなかった次の事業については、当該通知に基づき、速やかに実施を検討する必要がある。

**【対象事業（1事業）】**

8－障害者住宅整備資金貸付金

エ 効率的な事務執行

多数の債務者や多額な債権を有する事業については、必要に応じ、電算システムの導入を検討し、事務の効率化を図る必要がある。また、既に電算システムを導入している事業にあつては、現状の事務処理に沿ったシステムとなっているかを検証する必要がある。

また、業務の効率化を図った上で、業務量を勘案した事務分掌等についての検討や、債権管理担当者を分任出納員とすることなど、収納事務の効率化を検討する必要がある。

(ア) 電算システムの改善の検討

- 次の事業については、債権管理の電算システムに収納日が一部保存されないため、収納日の確認と記録を手作業で行っており、事務の正確性、効率性を高めるため、システムの改善を検討する必要がある。

**【対象事業（2事業）】**

3－高齢者住宅整備資金貸付金、8－障害者住宅整備資金貸付金

(イ) 分任出納員の任命

- 債権管理担当者が分任出納員に任命されていない事業があつたことから、次の事業については、納付交渉の実施頻度、現金受領件数等を考慮し、債権管理担当者に現金取扱いができるよう分任出納員としての任命を検討する必要がある。

**【対象事業（3事業）】**

6－児童養護施設等措置費負担金、7－児童扶養手当返納金、10－障害児施設等措置費負担金

(ウ) 業務の見直しと組織面での対応

- 次の事業については、担当者が1人当たり100件を超える多くの債権を管理しており、十分な債権管理が行き届くように、債権管理システムの改善など業務の効率化・省力化や、事務執行体制、事務分担等を総合的に検討する必要がある。

**【対象事業（3事業）】**

3－高齢者住宅整備資金貸付金、4－母子寡婦福祉資金貸付金、9－心身障害者扶養共済制度掛金

## オ 本庁所管課の出先機関に対する指導

福祉関係の貸付金や児童福祉に関する措置負担金等の事業については、出先機関である健康福祉センターや児童相談所において、債権管理事務が行われている。

本庁所管課は、出先機関の状況を把握・検討し、状況に応じた指導・支援を行うなど緊密な連携による事務処理を行う必要がある。

### (ア) 債権管理事務の執行状況について

- 少額で、滞納発生後長期間経過している債権を多く抱える出先機関において、督促状の発付、延滞債権管理簿の整備、納付に向けた交渉など、債権管理の基本となる事務の一部が行われていない事業が見受けられた。
- 少額で、過年度の未収金であっても、基本的な事務処理は確実に実施する必要があり、本庁所管課は出先機関の状況を具体的に把握した上、指導・支援体制を強化する必要がある。

#### 【対象事業（4事業）】

1－生活保護費返還金、4－母子寡婦福祉資金貸付金、6－児童養護施設等措置費負担金、10－障害児施設等措置費負担金

### (イ) 分任出納員の任命

- 債権管理担当者が分任出納員に任命されていない事例が見受けられたことから、債権管理事務が円滑に実施できるよう本庁所管課は出先機関の状況を把握し、指導を行う必要がある。

#### 【対象事業（2事業）】

6－児童養護施設等措置費負担金、10－障害児施設等措置費負担金

### (ウ) 業務の見直しと組織面での対応

- 福祉に関する貸付金について、多数の債権を抱えている出先機関に対して、十分な債権管理が行き届くように、本庁所管課は、債権管理システムの改善など業務の効率化・省力化や、事務執行体制、事務分担等を総合的に検討する必要がある。

#### 【対象事業（1事業）】

4－母子寡婦福祉資金貸付金

## カ 債権管理の委託

県が外部に債権回収を委託した債権についても、公平、公正な債権管理を行う必要がある。

- 県営住宅の家賃及び駐車場使用料（未収金を含む。）の徴収は、指定管理者に委託されているが、連帯保証人に対する納付交渉、時効中断措置などについて、未収金に関する債権管理の方針や委託先が行う業務の内容が徹底されていないことから、業務内容を明確にした上で、委託先への指導を徹底し、実効性のある債権管理を行う必要がある。

### 【対象事業（2事業）】

20－県営住宅家賃、21－県営住宅駐車場使用料

## (2) 債権管理事務の執行状況

債権管理事務は、貸付の審査から、延滞の発生及び事実の確認、納付交渉、納付や滞納処分による回収まで、あるいは債務者の破産、倒産等に起因する債務の消滅による不納欠損処分までの一連の事務であり、監査の着眼点に照らし、次の9項目（督促状の発付、延滞債権管理簿の整備、交渉（折衝）、時効中断措置、財産調査、滞納処分等、強制執行等、不納欠損処分、貸付決定の審査事務）について、その事務の執行状況について検証した。

### ア 督促状の発付

督促は、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。（地方自治法 § 231の3①、地方自治法施行令 § 171）

督促は、当該債務の納期限後20日以内にその発行の日から起算して10日を経過した日を指定期限とした所定の様式の督促状を発することとされている。（山口県会計規則 § 209①）

- 一部の事業において、債務者と交渉中であること等を理由に、該当する案件の一部について督促状が発付されていない債権があった。  
また、発付されているが、会計規則の様式と異なり、かつ、会計規則で定めた期日内に発付されていない債権があった。
- 督促状は延滞金の徴収や滞納処分等の基本となる手続きであり、規則に基づいて、速やかに発付する必要がある。

#### 【対象事業（6事業）】

1－生活保護費返還金、3－高齢者住宅整備資金貸付金、8－障害者住宅整備資金貸付金、9－心身障害者扶養共済制度掛金、22－県営住宅火災損害賠償金、26－放置違反金（延滞金）

### イ 延滞債権管理簿の整備及び記録

延滞債権管理簿は、債務者ごとに作成し、債務者の氏名、督促状の発付日等の基本情報や、交渉日時、交渉内容等の交渉状況を記録することとされている。（債権管理ガイドライン）

- 福祉に関する貸付金事業の一部について、延滞債権管理簿が作成されていないものや交渉状況等の記録が十分でないものがあった。また、他の事業においても、一部必要な情報が記録されていないものなど、適正を欠くものがあった。
- 延滞債権管理簿は、債務者の現状や交渉記録など債権管理を行う上で基本となるものであり、必要な情報を的確に記録する必要がある。

#### 【対象事業（8事業）】

3－高齢者住宅整備資金貸付金、4－母子寡婦福祉資金貸付金、6－児童養護施設等措置費負担金、9－心身障害者扶養共済制度掛金、12－中小企業設備近代化資金貸付金、14－中小企業振興育成費（中小企業従業員住宅家賃）、20－県営住宅家賃、21－県営住宅駐車場使用料



## ウ 交渉（折衝）

納期限後、時間の経過に伴い債権の回収が困難となるため、納期限経過後は、早急に交渉を行うこととされている。

また、主たる債務者との交渉時には、支払の遅延により、延滞金や遅延損害金等が発生、増加すること、滞納処分、法的措置に着手する可能性があること、連帯保証人にも催告すること等を説明し、早期納付を促すこととされている。

また、連帯保証人との交渉時には、主たる債務者の支払がないこと、支払の遅延により、延滞金や遅延損害金等が発生、増加すること、法的措置に着手する可能性があること、連帯保証人は催告及び検索の抗弁権がないこと等を説明し、早期納付を促すこととされている。（債権管理ガイドライン）

- 一部の事業において、債務者に対して納付交渉の開始が遅れているものや連帯保証人に対して納付交渉が実施されていない債権が見受けられた。また、債務者等の死亡による相続関係の調査が行われておらず、交渉が実施されていない債権があった。  
福祉や中小企業に関する貸付金について、滞納発生後の交渉が長期間行われていない債権や、債権回収に長期間を要しており、回収が困難となっている事案が見受けられた。
- 公平な債権管理を行うため、連帯保証人を含むすべての債務者に対して、滞納発生後早期に納付の交渉を行い、納付を促す必要がある。この場合、生活支援に関する貸付金等については、制度の目的や債務者の生活状況等について留意する必要がある。

### 【対象事業（14事業）】

2－保健師等修学資金貸付金、4－母子寡婦福祉資金貸付金、8－障害者住宅整備資金貸付金、9－心身障害者扶養共済制度掛金、11－中小企業高度化資金貸付金、12－中小企業設備近代化資金貸付金、13－中小企業設備近代化資金違約金、14－中小企業振興育成費（中小企業従業員住宅家賃）、17－林業・木材産業改善資金貸付金、18－林業・木材産業改善資金違約金、20－県営住宅家賃、21－県営住宅駐車場使用料、22－県営住宅火災損害賠償金、23－高等学校等進学奨励費

## エ 時効中断措置

債権が時効によって消滅するおそれがある場合は時効の中断の措置をとることとされている。（債権管理ガイドライン）

早期に納付を受け完納となることが望ましいものの、債権管理が長期化し時効により消滅するおそれがある場合には、一部納付や承認を得ることにより時効中断を図ることが必要かつ重要である。

- 一部納付、債務承認書等の承認により時効中断が図られている事業があったものの、時効期間が経過し、又は時効完成時期が迫っている債権などが見受けられた。
- 時効期間を十分把握した上で、時効中断措置の実施計画を定め、納付交渉により債務承認書や分納誓約書を取得するなど、的確な措置を講ずる必要がある。

### 【対象事業（11事業）】

3－高齢者住宅整備資金貸付金、4－母子寡婦福祉資金貸付金、6－児童養護施設等措置費負担金、7－児童扶養手当返納金、9－心身障害者扶養共済制度掛金、10－障害児施設等措置費負担金、12－中小企業設備近代化資金貸付金、13－中小企業設備近代化資金違約金、14－中小企業振興育成費（中小企業従業員住宅家賃）、20－県営住宅家賃、21－県営住宅駐車場使用料

## オ 財産調査

債務者の財産状況が不明である場合は、債務者の支払能力の判定や強制徴収、強制執行の対象財産把握のため債務者の財産の有無及び財産の換価価値等について調査を行うこととされている。（債権管理ガイドライン）

- 債務者の財産状況が不明である場合は財産調査が必要であるものの、次の事業においては、十分な財産調査をすることなく、債務者の資力がないとされているものがあつた。
- 適正な財産調査をした上で、履行を請求し、必要により強制徴収等の可否も検討実施する必要がある。

なお、調査により資力がないことが確認された場合は、強制徴収可能債権については執行停止を、強制徴収できない債権については履行延期の特約等の適用を検討する必要がある。

### 【対象事業（4事業）】

1－生活保護費返還金、6－児童養護施設等措置費負担金、10－障害児施設等措置費負担金、17－林業・木材産業改善資金貸付金

## カ 滞納処分等

滞納処分とは強制徴収が可能な公法上の債権に対してとられる措置であり、督促状を発付後、その期限までに納付すべき金額を納付しない場合であって、強制徴収以外に解決方法が見出せない場合に実施することとされている。

一方で、滞納処分する財産がないとき等一定の事実がある場合は、滞納処分の執行を停止し、以降、当該債権の保全及び取立てをしないことができ、執行停止が3年間継続したときは、債権は消滅するため、不納欠損処分を行うこととされている。(債権管理ガイドライン、地方自治法 § 231の3③)

- 児童福祉に関する措置費負担金の事業において、滞納処分や執行停止を経ることなく時効期間が経過した債権があった。
- 財産調査の実施により、債務者の資力等による回収可能性の判断を行い、滞納処分や執行停止の可否を検討する必要がある。  
また、時効期間が経過しないよう時効中断措置を講じる必要がある。

### 【対象事業（2事業）】

6－児童養護施設等措置費負担金、10－障害児施設等措置費負担金

## キ 強制執行等

強制徴収可能債権以外の債権について、督促後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、保証人に対する履行請求、債務名義のある債権について強制執行の手続きをとること等の措置をとることとされている。

一方で、債務者の資力等に応じて、徴収停止、履行延期の特約又は処分、債務の免除等の措置をとることができる。

なお、履行延期の特約又は処分について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときには延期期間は10年以内で可能とされ、10年を経過した後、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済できる見込みがないときは、債権に係る債務の免除をすることができることとされている。(地方自治法 § 240②、地方自治法施行令 § 171の2)

- 一部の事業において、履行延期の処分を繰り返すことにより、実質的に債務の繰延べとなっている債権があった。
- 債務者の資力等の調査を行うことにより、資力等の状況に応じた実効性のある取組みを検討する必要がある。

### 【対象事業（1事業）】

1－生活保護費返還金

## ク 不納欠損処分

不納欠損処分とは、調定済みの債権について、徴収できないものとして整理する決算上の取扱いとされている。

不納欠損処分を行うことができる事由は、議会の議決を経て権利を放棄した場合、消滅時効が完成した場合、法令の規定により権利が消滅し、又は権利を消滅させた場合とされている。（山口県会計規則 § 226）

- 不納欠損処分はおおむね適正に行われていたが、滞納処分や執行停止等の手続きを経ることなく、時効により、不納欠損処分を行っている債権があった。
- 滞納処分等の項目で記載したように、納付されない場合は、財産調査を実施し債務者の資力等による回収可能性を判断し、滞納処分や執行停止を実施するなど、適正な措置を講じる必要がある。

### 【対象事業（2事業）】

6－児童養護施設等措置費負担金、10－障害児施設等措置費負担金

- なお、適正な措置を講じたにも関わらず、時効期間の経過や債務者の状況等からみて債権としての実効性が失われているものについては、公平性の視点や債権管理のために要するコスト面を考慮し、権利放棄の手続きも検討する必要がある。

## ケ 貸付決定の審査事務

貸付金の貸付決定の審査事務は、公平な貸付を行うためにも、償還時に未収金を発生させないためにも重要な事務である。

あらかじめ審査基準を設け、貸付決定においては審査基準に基づき適正な審査を行う必要がある。

- 貸付決定の審査事務はおおむね適正に行われていたところであり、今後とも、客観資料や面談に基づく申請内容の確認など、厳正な審査に努める必要がある。

## 第4 意見

行政監査の実施を通して、全般的に検討すべき事項について意見を付す。

### 1 債権管理の全般的な取組みについて

全庁共通的な債権管理については、研修や相談体制の整備、共通的な債権管理ガイドラインに沿った納付交渉の徹底、滞納事案への対応強化が図られ、法的措置による回収も実施されるなど、全体としては執行体制が整備され債権回収に向けた取組みが進められている。

しかしながら、債権管理の事務処理においては、督促状が発付されていないもの、延滞債権管理簿の整備や記載の不備があるもの、納付に向けた交渉が長期間されていないものなど基本的な事務処理がされていないもの、個々の債権の実態に沿った時効中断措置や延滞金等徴収の取扱いなど十分でないものが見受けられた。

債権管理事務は一つ一つの事務の積み重ねであり、滞納の発生から未収金が完納となるまで、関係法令等に基づき着実に事務処理を行っていく必要がある。

### 2 本庁と出先機関の連携について

特に、出先機関における債権管理においては、延滞債権管理簿の整備などの基本的な事務を始め、貸付審査や納付交渉などの取組状況に不十分な事例が見受けられたところである。

本庁所管課は出先機関の事務処理状況を十分把握するとともに、実情に応じた指導を行うことにより、本庁・出先機関が十分な連携と適切な役割分担の下に債権管理に取り組む必要がある。

### 3 延滞金等の徴収について

公法上の債権に係る延滞金は法律に徴収しない規定があるものを除き徴収すること、私法上の債権に係る違約金等は契約の規定により徴収することが原則とされている。

実地監査の結果、平成23年度中に結論を得ることとされている延滞金等の原則徴収と減免基準について、検討が行われていないものが見受けられたところであり、速やかに検討し対処すべきである。

### 4 財産調査の実施と債権回収方針の決定について

強制徴収や滞納処分等の執行停止等の債権回収を進める上で必要となる、債務者の資力の把握や財産調査が十分に行われていない事例が見受けられた。

適正な財産調査を実施し、個々の未収金や債務者の状況を踏まえた、的確な回収方針を樹立する必要がある。

### 5 時効中断措置について

督促状の発付がされていないものや、納付交渉が長期間実施されていないことなどにより、時効期間の満了が迫っているものが、1件当たりの債権額が少額なものについて、多く見受けられた。

適時適切な督促や納付交渉を行い、統一的な文書の発出による債務承認や一部納付による効果的な時効中断措置を講じる必要がある。

## 第5 結び

税外未収金については、その適正な管理とその回収を全庁あげて進めるため、平成21年に「共通的な債権管理ガイドライン」が策定され、それを契機として管理体制の整備やその縮減に向けた取組みが進められており、定期監査や決算審査においても、改善を求めてきたところであるが、平成23年度末における未収金は53億円余りにのぼり十分な縮減が図られていない状況にある。

このため、財務会計上の重要な課題である税外未収金の管理について行政監査において、重点的に監査することとした。

監査の手法・視点は、債権管理の基準となる「共通的な債権管理ガイドライン」が示す基準や方針を目指すべき到達点として、部局横断的に債権管理ガイドラインの徹底状況や到達水準を検証することに焦点を当てた。

具体的には、関係法令の規定や債権管理ガイドラインが目指す目標を課題ごとに抽出し、未収金を抱える事業の達成状況を横断的に検証することで、県全体の取組状況と事業の課題を整理し、その改善方向を示すこととした。

また、同時に事業の特性を踏まえた個別事業ごとの課題や改善方向も詳細に示すことで、全体として縦横断的な監査の実施により、今後、関係部局が行う債権管理の適正化に向けた取組みに資するよう努めたところである。

監査結果を総括すると、監査意見でも述べたとおり、債権管理ガイドラインにより体制整備や職員の意識の向上は見られるものの、未だ検討段階にある項目も多く、督促や管理台帳の整備など基本的な事務処理に課題がある事業や、延滞金等の取扱いや時効中断措置への対応も十分とはいえない状況がうかがえる。

税外未収金に係る事業は、すべてが公の負担の下で運営されており、設置目的や運営経緯等を考慮した上で、常に厳正かつ公平を基本に、貸付等から償還まで基準・方針を明確にし、未払いが生じた場合は速やかに対処するなど、県民への説明責任を果たしていくことが求められている。

関係部局においては、このような基本認識に立って、実地監査対象外の事業も含め総点検を行い、管理体制や運用方針の見直し・改善を行い、一層の税外未収金の管理の適正化とその縮減に努められたい。

なお、税外未収金の問題は、引き続き、財務執行上の重要な課題であることから、定期監査や決算審査の中でも、その改善状況をフォローし、その適正化を求めていくこととしている。

別表 監査項目・対象事業一覧

事業No.	部局名	事業の名称	(1)	(1)ア	(1)イ	(1)ウ	(1)ウ(ア)	(1)ウ(イ)	(1)エ	(1)エ(ア)	(1)エ(イ)	(1)エ(ウ)	(1)オ	(1)カ	(2)	(2)ア	(2)イ	(2)ウ	(2)エ	(2)オ	(2)カ	(2)キ	(2)ク	(2)ケ		
			(債権管理事務の執行体制)	事業ごとの債権管理マニュアルの整備	未収金の縮減を図る取組み	(全庁的な取組方針への対応)	延滞金・違約金等の取扱い	一斉アンケートの実施	(効率的な事務執行)	電算システムの改善の検討	分任出納員の任命	業務の見直しと組織面での対応	本庁所管課の優先機関に対する指導	債権管理の委託	(債権管理事務の執行状況)	督促状の発付	延滞債権管理簿の整備及び記録	交渉(折衝)	時効中断措置	財産調査	滞納処分等	強制執行等	不納欠損処分	貸付決定の審査事務		
1	健康福祉部	生活保護費返還金			○		○						○			○				○						
2		保健師等修学資金貸付金		○	○		○										○									
3		高齢者住宅整備資金貸付金			○						○		○					○								
4		母子寡婦福祉資金貸付金			○								○	○				○	○							
5		母子寡婦福祉資金違約金			○																					
6		児童養護施設等措置費負担金			○		○					○		○				○	○	○	○				○	
7		児童扶養手当返納金			○		○					○							○							
8		障害者住宅整備資金貸付金			○		○	○			○							○	○							
9		心身障害者扶養共済制度掛金		○	○								○					○	○	○						
10		障害児施設等措置費負担金			○		○						○	○					○	○	○				○	
11	商工労働部	中小企業高度化資金貸付金			○													○								
12		中小企業設備近代化資金貸付金		○	○		○											○	○	○						
13		中小企業設備近代化資金違約金			○														○	○						
14		中小企業振興育成費(中小企業従業員住宅家賃)		○	○		○												○	○	○					
15	農林水産部	農業改良資金貸付金			○																					
16		農業改良資金違約金																								
17		林業・木材産業改善資金貸付金			○														○		○					
18	林業・木材産業改善資金違約金			○															○							
19	沿岸漁業改善資金貸付金			○																						
20	土木建築部	県営住宅家賃			○									○			○	○	○							
21		県営住宅駐車場使用料			○									○			○	○	○							
22		県営住宅火災損害賠償金			○													○	○							
23	教育庁	高等学校等進学奨励費			○													○								
24		高等学校等進学奨励費(返納金)			○																					
25	警察本部	放置違反金			○																					
26		放置違反金(延滞金)			○														○							
対象事業数			—	4	25	—	8	1	—	2	3	3	4	2	—	6	8	14	11	4	2	1	2	0		

(注) 監査項目ごとに対応が必要な事業について、丸印を標示した。

## 第6 事業別監査の結果

### 1 健康福祉部

#### (1) 生活保護費返還金（事業NO. 1）

##### ア 監査対象機関

厚政課（本庁所管課）

岩国、柳井、周南、山口、宇部、萩健康福祉センター（出先機関）

##### イ 債権の内容、分類

生活保護法第63条に基づく費用返還金及び同法第78条に基づく費用徴収金に係る債権であり、強制徴収できない公法上の債権に分類される。

##### ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(生活保護費返還金)

(単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	13,435,868	17,000,404	11,100,495	19,501,696	13,506,202
	過年度分	36,844,673	35,839,577	35,736,494	23,702,946	23,575,475
	計	50,280,541	52,839,981	46,836,989	43,204,642	37,081,677
収入済額	現年度分	9,733,346	13,346,191	8,806,727	12,890,569	9,948,461
	過年度分	1,047,652	912,500	857,036	896,251	1,073,951
	計	10,780,998	14,258,691	9,663,763	13,786,820	11,022,412
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	17,160
	過年度分	3,692,824	2,844,796	7,597,360	1,142,606	2,547,020
	計	3,692,824	2,844,796	7,597,360	1,142,606	2,564,180
収入未済額	現年度分	3,702,522	3,654,213	2,293,768	6,611,127	3,540,581
	過年度分	32,104,197	32,082,281	27,282,098	21,664,089	19,954,504
	計	35,806,719	35,736,494	29,575,866	28,275,216	23,495,085
収入率	現年度分	72.4	78.5	79.3	66.1	73.7
	過年度分	2.8	2.5	2.4	3.8	4.6
	計	21.4	27.0	20.6	31.9	29.7

(注) 旧社会福祉事務所分は各健康福祉福祉センターが管理している。

なお、旧豊浦社会福祉事務所分は厚政課が管理している。

#### エ 改善留意事項等

##### (ア) 債権管理事務の執行体制

###### a 収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の35,806,719円から、平成23年度は23,495,085円に減少していた。その間の不納欠損処分が14,148,942円行われていた。収入率は現年度分が73.7%、過年度分は4.6%と低かった。

##### 【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

###### b 全庁共通的な取組方針への対応

延滞金等の原則徴収及び減免基準の検討がされていなかった。

##### 【対応方針】

指導通知を再確認するとともに早急に適切な対応を図る必要がある。



c 本庁所管課の指導

次の「(イ) 債権管理事務の執行状況」に示すとおり改善留意事項があった。

【対応方針】

適正な事務が執行されるように、本庁所管課は出先機関の状況をより具体的に把握・検討した上、指導・支援の強化を行う必要がある。

d 滞納理由の分析からの検討すべき問題

債務発生時点で生活保護受給者であるケースが多く、滞納理由を「資力無し」とされているものが見受けられたが、その後の財産調査が十分行われていなかった。市町村合併により生活保護業務は大半が新市に移行したことから、県が管理すべき債務者の状況把握が困難となっていた。

【対応方針】

財産調査や文書による債権確認調査の実施を検討する必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

a 督促状の発付

督促状が発付されていない債権があった。

【対応方針】

督促状は法、規則に基づいて、速やかに発付する必要がある。

b 財産調査

資力がないことが滞納理由とされている債権があった。

【対応方針】

必要に応じ財産調査を実施し、回収可能性を検討する必要がある。

c 強制執行等

不履行を理由に履行延期の処分を繰り返していることにより、実質的に債務の繰延べとなっている債権があった。

【対応方針】

履行延期の処分の繰り返しは債務の繰延べに過ぎず、債務者の資力等の調査を行うことにより、資力等の状況に応じた実効性のある取組みを検討する必要がある。

(2) 保健師等修学資金貸付金 (事業NO. 2)

ア 監査対象機関  
医務保険課

イ 債権の内容、分類

保健師、助産師、看護師、准看護師になるための養成施設に在学する者に対する修学資金貸付金の返還に係る債権であり、私法上の債権に分類される。

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(保健師等修学資金貸付金)

(単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	27,536,000	25,890,992	17,017,492	18,472,992	14,467,492
	過年度分	7,353,000	7,624,840	8,944,640	7,773,500	6,632,000
	計	34,889,000	33,515,832	25,962,132	26,246,492	21,099,492
収入済額	現年度分	25,972,160	23,359,992	16,037,992	17,450,492	13,743,992
	過年度分	1,292,000	1,211,200	2,150,640	2,164,000	875,500
	計	27,264,160	24,571,192	18,188,632	19,614,492	14,619,492
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
収入未済額	現年度分	1,563,840	2,531,000	979,500	1,022,500	723,500
	過年度分	6,061,000	6,413,640	6,794,000	5,609,500	5,756,500
	計	7,624,840	8,944,640	7,773,500	6,632,000	6,480,000
収入率	現年度分	94.3	90.2	94.2	94.5	95.0
	過年度分	17.6	15.9	24.0	27.8	13.2
	計	78.1	73.3	70.1	74.7	69.3

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

a 収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の7,624,840円から、平成23年度は6,480,000円に減少していた。

収入率は過年度分が13.2%と低かった。

【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

b 事業ごとの債権管理マニュアルの整備

事業ごとの債権管理マニュアルは整備されていなかった。

【対応方針】

事業の制度や運営経緯を考慮した管理を行うことや、恒常的な債権管理が必要であることから、債権管理マニュアルを整備する必要がある。

c 全庁共通的な取組方針への対応

延滞利息の原則徴収及び減免基準の検討がされていなかった。

【対応方針】

指導通知を再確認するとともに早急に適切な対応を図る必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

交渉 (折衝)

連帯保証人に対する交渉が行われていないものがあつた。

【対応方針】

主たる債務者の返済状況、返済額などを検討した上、連帯保証人に対しても交渉する必要がある。

(3) 高齢者住宅整備資金貸付金 (事業NO. 3)

ア 監査対象機関  
長寿社会課

イ 債権の内容、分類

高齢者の居住環境の改善を目的に、増改築のために必要な資金の貸付金の償還に係る債権であり、私法上の債権に分類される。(平成20年度末をもって事業は廃止され、新規貸付は行われていない。)

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(高齢者住宅整備資金貸付金) (単位 円、%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
調定額	現年度分	97,023,572	83,569,361	62,024,069	47,326,863	37,871,416
	過年度分	159,358,067	167,615,159	172,888,844	171,204,668	169,894,284
	計	256,381,639	251,184,520	234,912,913	218,531,531	207,765,700
収入済額	現年度分	79,516,932	69,943,981	52,391,793	39,054,635	33,427,316
	過年度分	9,209,428	8,351,695	8,846,548	9,582,612	9,040,370
	計	88,726,360	78,295,676	61,238,341	48,637,247	42,467,686
不納欠損額	現年度分	40,120	0	991,496	0	0
	過年度分	0	0	1,478,408	0	0
	計	40,120	0	2,469,904	0	0
収入未済額	現年度分	17,466,520	13,625,380	8,640,780	8,272,228	4,444,100
	過年度分	150,148,639	159,263,464	162,563,888	161,622,056	160,853,914
	計	167,615,159	172,888,844	171,204,668	169,894,284	165,298,014
収入率	現年度分	82.0	83.7	84.5	82.5	88.3
	過年度分	5.8	5.0	5.1	5.6	5.3
	計	34.6	31.2	26.1	22.3	20.4

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

a 収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の167,615,159円から、平成23年度は165,298,014円に減少していた。

収入率は現年度が88.3%、過年度分は5.3%と低かった。

【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

b 全庁共通的な取組方針への対応

違約金の徴収については、指導通知のとおり原則徴収とされていた。減免基準のあり方は検討中となっていた。

【対応方針】

減免基準のあり方については、制度目的、債務者の状況や延滞理由についても十分考慮しながら早急に検討し対応方針を示す必要がある。

- c 効率的な事務執行  
違約金計算の起算日となる金融機関の受領日が、債権管理の電算システムに一部保存されていないものがあり、手作業による確認と記録が生じていた。

**【対応方針】**

事務の効率性、正確性の観点から電算システムの改修により受領日が保存されるよう検討する必要がある。

- d 業務の見直しと組織面での対応  
担当者の管理している1人当たり債権数が106件と多いこと、また、債権管理の電算システムで対応できない手作業の事務処理が行われていた。

**【対応方針】**

債権管理システムの改善など業務の効率化・省力化や、事務執行体制、事務分担等を総合的に検討する必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

- a 督促状の発付

発付されているが、会計規則の様式と異なり、かつ、会計規則で定めた期日内に発付されていなかった。

**【対応方針】**

督促状は法、規則に基づいて、速やかに発付する必要がある。

- b 延滞債権管理簿の整備及び記録

分納による納付がされた場合に、一部正確な納付日が記録されていないものがあった。

**【対応方針】**

納付日は違約金の積算として重要な項目であるので、正確な記録の必要がある。

- c 交渉（折衝）

連帯保証人への交渉について、交渉の基準は、主たる債務者が滞納回数6回以上（最終償還期限が未到来の場合。最終償還期限が到来後はすべてに督促）とされていた。

**【対応方針】**

滞納発生後早期に納付の交渉を行い、納付を促す必要があることから、交渉の基準を再検討する必要がある。

- d 時効中断措置

時効期間が経過した債権があった。

**【対応方針】**

時効中断措置の実施計画を定め、時効中断措置を的確に講じる必要がある。

(4) 母子寡婦福祉資金貸付金 (事業NO. 4)

ア 監査対象機関

こども未来課 (本庁所管課)

岩国、柳井、周南、山口、宇部、長門、萩健康福祉センター (出先機関)

イ 債権の内容、分類

配偶者のない女子等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせてその扶養している児童等の福祉を増進することを目的とした貸付金の償還に係る債権であり、私法上の債権に分類される。

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(母子寡婦福祉資金貸付金)

(単位 円、%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
調定額	現年度分	277,381,037	278,188,582	262,118,713	270,785,334	261,692,622
	過年度分	457,133,018	474,626,712	493,495,345	508,372,041	517,024,715
	計	734,514,055	752,815,294	755,614,058	779,157,375	778,717,337
収入済額	現年度分	234,665,352	234,701,339	218,546,403	228,124,319	220,917,410
	過年度分	24,530,323	24,618,610	28,631,451	33,247,187	33,332,740
	計	259,195,675	259,319,949	247,177,854	261,371,506	254,250,150
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	691,668	0	0	761,154	556,178
	計	691,668	0	0	761,154	556,178
収入未済額	現年度分	42,715,685	43,487,243	43,572,310	42,661,015	40,775,212
	過年度分	431,911,027	450,008,102	464,863,894	474,363,700	483,135,797
	計	474,626,712	493,495,345	508,436,204	517,024,715	523,911,009
収入率	現年度分	84.6	84.4	83.4	84.2	84.4
	過年度分	5.4	5.2	5.8	6.5	6.4
	計	35.3	34.4	32.7	33.5	32.6

(注) 旧社会福祉事務所分は各健康福祉福祉センターが管理している。

なお、旧豊浦社会福祉事務所分はこども未来課が管理している。

エ 未収金の縮減に向けた取組み

(ア) 未収金の発生防止の取組み

a 貸付審査の厳格化

貸付申請に当たり、借受人、連帯借受人、連帯保証人と直接面接し、貸付目的、貸付の必要性や他の制度の活用の可否、返還の確実性などが確認されていた。

b 貸付希望者等に対する十分な説明

貸付の希望者には「ちらし」を交付し、滞納時は連帯借受人や連帯保証人に対し償還を要請することになること、違約金を徴収することなど、滞納に対する制度内容が事前に周知されていた。

連帯借受人、連帯保証人に対しても面接し、十分な説明を行い、内容についてよく確認するよう要請されていた。

(イ) 収入未済額を解消する取組み

a 連帯借受人等との連絡方法を確保

平素から借受人と連絡をとり連帯借受人等の異動状況を把握することとされていた。

b 文書による面接要請

債務者との重要な交渉については、文書要請による来庁面接により行われていた。

c 法的措置への移行

返済能力を有するにもかかわらず、納付意思が認められない不誠実な債務者に対し、法的措置（訴訟提起）が講じられていた。

オ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

a 収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の474,626,712円から、平成23年度は523,911,009円に増加していた。

収入率は現年度分が84.4%、過年度分は6.4%と低かった。

【対応方針】

本庁所管課として、早期に未収金の発生要因を分析するとともに、一部出先機関で取り組まれている未収金縮減の取組みを参考にして、収入未済額解消の取組みを検討し、出先機関に対して取組みに関する指導を強化する必要がある。

b 本庁所管課の指導

過去の債権について、本庁所管課で調定されたものが、本庁、出先機関との連携・引継ぎが十分でないことから、出先機関での債権管理が十分行われていないものが見受けられた。

【対応方針】

適正な事務が執行されるように、本庁所管課は出先機関の状況をより具体的に把握・検討した上、指導・支援の強化を行う必要がある。

市に駐在している母子寡婦福祉資金相談員の行った債権管理の情報が出先機関で十分把握されていないものがあつた。

【対応方針】

母子寡婦福祉資金相談員と出先機関との業務の役割分担を明確化した上、双方の連携体制を密にし、執行体制の整備を図る必要がある。

(注) 母子寡婦福祉資金相談員

市の母子自立支援員の中から知事が任命する、母子及び寡婦福祉資金に関する相談・指導、償還指導及び償還金の收受、貸付審査会に関する業務を行う、市に駐在している非常勤職員。

c 業務の見直しと組織面での対応

担当者の管理している1人当たり債権数が117件と多かつた。

【対応方針】

十分な債権管理が行き届くように、業務の効率化・省力化や、事務執行体制、事務分担等を総合的に検討する必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

a 延滞債権管理簿の整備及び記録

延滞債権管理簿が作成されていないもの、交渉状況等の記録が十分でないものがあった。

【対応方針】

延滞債権管理簿は、債務者の現状や交渉状況を記録する債権管理上での基本となるものであり、情報の的確な記録が必要である。

b 交渉（折衝）

借受人に対する納付交渉の開始が遅れているもの、連帯借受人、連帯保証人に対する納付交渉が実施されていないものがあった。

【対応方針】

借受人、連帯借受人、連帯保証人に対し早期かつ公平に債権管理を行う必要がある。

分納額の決定に当たり、客観的な資料（給与明細、所得証明等）による検証がされていないものがあった。

【対応方針】

客観的な資料により分納額の検証を行い早期返済を図る必要がある。

借受人が死亡した場合、相続関係が調査されていないものがあった。

【対応方針】

相続関係を調査し、交渉など適正な債権管理を行う必要がある。

c 違約金

事務取扱要領に定める「生活保護と同等な生活状態と認められる」として不徴収とされているものについて、客観的な資料による確認が行われていないなど、取扱いが徹底されていないものがあった。

【対応方針】

要領の趣旨を徹底し、適正な債権管理を行う必要がある。

d 時効中断措置

時効期間が経過した債権があった。

【対応方針】

時効中断措置の実施計画を定め、時効中断措置を的確に講じる必要がある。

e 貸付決定の審査事務

就学支度資金の貸付決定に当たって、必要な経費の内訳の確認が行われていないものがあった。

【対応方針】

必要資料の提出を求め、経費が適切な額であるか確認する必要がある。

(5) 母子寡婦福祉資金違約金 (事業NO. 5)

ア 監査対象機関

こども未来課 (本庁所管課)

岩国、柳井、周南、山口、宇部、萩健康福祉センター (出先機関)

イ 債権の内容、分類

母子寡婦福祉資金貸付金の償還に係る違約金債権であり、私法上の債権に分類される。

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(母子寡婦福祉資金違約金)

(単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	1,190,100	1,625,300	1,675,400	821,500	1,223,200
	過年度分	28,000,139	27,357,539	27,742,553	28,106,755	28,025,987
	計	29,190,239	28,982,839	29,417,953	28,928,255	29,249,187
収入済額	現年度分	782,900	540,900	617,600	226,100	377,400
	過年度分	1,049,800	699,386	683,598	676,168	670,970
	計	1,832,700	1,240,286	1,301,198	902,268	1,048,370
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
収入未済額	現年度分	407,200	1,084,400	1,057,800	595,400	845,800
	過年度分	26,950,339	26,658,153	27,058,955	27,430,587	27,355,017
	計	27,357,539	27,742,553	28,116,755	28,025,987	28,200,817
収入率	現年度分	65.8	33.3	36.9	27.5	30.9
	過年度分	3.7	2.6	2.5	2.4	2.4
	計	6.3	4.3	4.4	3.1	3.6

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の27,357,539円から、平成23年度は28,200,817円に増加していた。

収入率は現年度分が30.9%、過年度分は2.4%と低かった。

【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

(4) に記載した母子寡婦福祉資金貸付金と同じ。



(6) 児童養護施設等措置費負担金 (事業NO. 6)

ア 監査対象機関

こども未来課 (本庁所管課)

中央、岩国、周南、下関、萩児童相談所 (出先機関)

イ 債権の内容、分類

児童養護施設等への入所措置に要する費用の全部又は一部に係る本人又は扶養義務者からの所得等の負担能力に応じた徴収金に係る債権であり、強制徴収が可能な公法上の債権に分類される。

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(児童養護施設等措置費負担金)

(単位 円、%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
調定額	現年度分	13,535,740	15,646,780	16,036,748	12,812,918	15,330,073
	過年度分	20,483,360	20,487,350	19,819,610	19,455,510	21,147,680
	計	34,019,100	36,134,130	35,856,358	32,268,428	36,477,753
収入済額	現年度分	9,955,840	10,501,670	10,824,238	8,778,718	11,796,320
	過年度分	726,570	913,320	1,763,530	890,130	1,813,220
	計	10,682,410	11,414,990	12,587,768	9,668,848	13,609,540
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	2,849,340	4,899,530	3,813,080	1,439,140	1,758,920
	計	2,849,340	4,899,530	3,813,080	1,439,140	1,758,920
収入未済額	現年度分	3,579,900	5,145,110	5,212,510	4,034,200	3,533,753
	過年度分	16,907,450	14,674,500	14,243,000	17,126,240	17,575,540
	計	20,487,350	19,819,610	19,455,510	21,160,440	21,109,293
収入率	現年度分	73.6	67.1	67.5	68.5	76.9
	過年度分	3.5	4.5	8.9	4.6	8.6
	計	31.4	31.6	35.1	30.0	37.3

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

a 収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の20,487,350円から、平成23年度は21,109,293円に増加していた。その間、時効の完成等による不納欠損処分が11,910,670円行われていた。

収入率は現年度が76.9%、過年度分は8.6%と低かった。

【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

b 全庁共通的な取組方針への対応

延滞金等の原則徴収及び減免基準の検討がされていなかった。

【対応方針】

指導通知を再確認するとともに早急に適切な対応を図る必要がある。

c 本庁所管課の指導

次の「(イ) 債権管理事務の執行状況」に示すとおり改善留意事項があった。

**【対応方針】**

適正な事務が執行されるように、本庁所管課は出先機関の状況をより具体的に把握・検討した上、指導・支援の強化を行う必要がある。

d 実施体制

債権管理の事務について、措置を担当する児童福祉司の関与が十分でなく、相談員が中心に行っている出先機関があった。

**【対応方針】**

児童福祉司と相談員が、共同して納付交渉を行うなど、連携した債権管理に取り組む必要がある。

e 分任出納員の任命

債権管理担当者が分任出納員に任命されていない出先機関があった。

**【対応方針】**

納付事務を円滑に進めるため、債権管理担当者に現金取扱いの権限と責任を与える分任出納員としての任命を検討する必要がある。

f 滞納理由の分析からの検討すべき問題

入所措置後に負担金額が決定されること、虐待等により扶養義務者の意思に反して児童の措置を講じる場合があることなどから、扶養義務者への周知等が進まず、徴収金が滞納となっているものが見受けられた。

**【対応方針】**

費用徴収の趣旨を扶養義務者に十分説明し、理解と協力を得るよう努める必要がある。本庁所管課は事案ごとの措置に至った経緯や滞納の状況を踏まえ標準的かつ効果的な説明方法を検討し、各児童相談所を指導する必要がある。

また、事業の債権管理マニュアルによると、費用徴収について、必要に応じ『保護者負担金について』のちらしを交付し説明するとされているが、「ちらし」が作成されていなかった。

**【対応方針】**

保護者の理解と協力を得ることができるよう「ちらし」を検討し作成する必要がある。

滞納理由を「その他（未接触等）」とされているものが見受けられ、交渉が行われていないものが多かった。

**【対応方針】**

入所措置の経緯等から交渉が困難なケースについても、文書による催告や債権の確認調査を実施し、債権の保全に努める必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

a 延滞債権管理簿の整備及び記録

延滞債権管理簿に督促状の発付が記録されていないものがあつた。

**【対応方針】**

債権管理の証拠となる必要な事項は延滞債権管理簿に記録する必要がある。

- b 交渉（折衝）  
分納額の決定に当たり、客観的な資料による検証がされていないものがあった。  
**【対応方針】**  
客観的な資料により分納額の検証を行い早期返済を図る必要がある。
- c 時効中断措置  
滞納処分や執行停止の手続きを経ることなく時効期間が経過した債権があった。  
**【対応方針】**  
滞納期間などから時効中断措置を行う基準を作り、計画的に時効中断措置を講じる必要がある。
- d 財産調査、滞納処分等  
債務者の資力がないことを滞納理由としながら、接触が困難であるなどを理由に、債務者の財産等資力の状況が十分確認されていないものがあった。  
**【対応方針】**  
適正な財産調査を実施し、債務者の生活状況等にも配慮しながら納付交渉を行い、必要に応じ滞納処分や執行停止を検討するとともに、時効中断措置を講じる必要がある。
- e 不納欠損処分  
滞納処分、執行停止を経ることなく、時効により、不納欠損処分を行っているものがあった。  
**【対応方針】**  
債務者等の生活状況等に留意の上、適正な財産調査を実施し、債権ごとの滞納理由を十分検証した上で、適正な措置を講じる必要がある。

(7) 児童扶養手当返納金 (事業NO. 7)

ア 監査対象機関  
こども未来課

イ 債権の内容、分類

児童扶養手当の支給に当たり、過誤払い等により発生した債権であり、強制徴収できない公法上の債権に分類される。

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(児童扶養手当返納金)

(単位 円、%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
調定額	現年度分	3,285,150	1,304,280	2,046,360	630,400	299,720
	過年度分	20,698,510	16,383,930	16,196,930	13,441,620	12,028,780
	計	23,983,660	17,688,210	18,243,290	14,072,020	12,328,500
収入済額	現年度分	924,150	1,016,280	191,000	323,520	179,720
	過年度分	244,700	253,000	341,000	156,000	207,655
	計	1,168,850	1,269,280	532,000	479,520	387,375
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	6,430,880	222,000	4,269,670	1,563,720	2,678,000
	計	6,430,880	222,000	4,269,670	1,563,720	2,678,000
収入未済額	現年度分	2,361,000	288,000	1,855,360	306,880	120,000
	過年度分	14,022,930	15,908,930	11,586,260	11,721,900	9,143,125
	計	16,383,930	16,196,930	13,441,620	12,028,780	9,263,125
収入率	現年度分	28.1	77.9	9.3	51.3	60.0
	過年度分	1.2	1.5	2.1	1.2	1.7
	計	4.9	7.2	2.9	3.4	3.1

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

a 収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の16,383,930円から、平成23年度は9,263,125円に減少していた。その間、時効の完成等による不納欠損処分が8,733,090円行われていた。

収入率は現年度が60.0%、過年度分は1.7%と低かった。

【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

b 全庁共通的な取組方針への対応

延滞金等の原則徴収及び減免基準の検討がされていなかった。

【対応方針】

指導通知を再確認するとともに早急に適切な対応を図る必要がある。

c 分任出納員の任命

債権管理担当者が分任出納員に任命されていなかった。

【対応方針】

納付事務を円滑に進めるため、債権管理担当者に現金取扱いの権限と責任を与える分任出納員としての任命を検討する必要がある。

d 滞納理由の分析からの検討すべき問題

返納金のうち滞納となったものは、年金の受給開始に伴い本手当の受給資格を喪失したものや住所移転による二重払い等によるものであった。

**【対応方針】**

手当の支給決定に当たっては、資格喪失の届出が遅延しないよう受給者に制度を周知すること、各支給期前に年金受給の有無や住所の確認を町と連携して行うことなどの対策を講じる必要がある。

なお、返還事由によっては、即時返還を求めるなど、厳正な対応が必要である。

(イ) 債権管理事務の執行状況

時効中断措置

時効完成時期が迫っているにもかかわらず、時効が中断されていないものがあつた。

また、不納欠損処分事由に時効の完成によるものがあつた。

**【対応方針】**

滞納期間などから時効中断措置を行う基準とスケジュール等を具体化した実施計画を定め、計画的に時効中断措置を講じる必要がある。

(8) 障害者住宅整備資金貸付金 (事業NO. 8)

ア 監査対象機関  
障害者支援課

イ 債権の内容、分類

障害者の専用の居室等を増築・改築又は改造するために必要な資金の貸付金の償還に係る債権であり、私法上の債権に分類される。(平成20年度末をもって事業は廃止され、新規貸付は行われていない。)

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(障害者住宅整備資金貸付金) (単位 円、%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
調定額	現年度分	16,411,596	17,087,723	14,165,316	13,694,657	10,374,822
	過年度分	53,211,047	51,794,476	49,956,564	49,928,443	47,314,110
	計	69,622,643	68,882,199	64,121,880	63,623,100	57,688,932
収入済額	現年度分	13,457,056	14,332,458	12,084,376	12,142,467	9,646,222
	過年度分	4,371,111	2,518,527	2,109,061	4,166,523	4,535,785
	計	17,828,167	16,850,985	14,193,437	16,308,990	14,182,007
不納欠損額	現年度分	0	455,045	0	0	0
	過年度分	0	1,619,605	0	0	0
	計	0	2,074,650	0	0	0
収入未済額	現年度分	2,954,540	2,300,220	2,080,940	1,552,190	728,600
	過年度分	48,839,936	47,656,344	47,847,503	45,761,920	42,778,325
	計	51,794,476	49,956,564	49,928,443	47,314,110	43,506,925
収入率	現年度分	82.0	83.9	85.3	88.7	93.0
	過年度分	8.2	4.9	4.2	8.3	9.6
	計	25.6	24.5	22.1	25.6	24.6

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

a 収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の51,794,476円から、平成23年度は43,506,925円に減少していた。

収入率は現年度が93.0%、過年度分は9.6%と低かった。

【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

b 全庁共通的な取組方針への対応

文書による債権確認調査が実施されていなかった。

また、違約金の原則徴収及び減免基準の検討がされていなかった。

【対応方針】

指導通知を再確認するとともに早急に適切な対応を図る必要がある。

c 効率的な事務の執行

違約金計算の起算日となる金融機関の受領日が、債権管理の電算システムに一部保存されていないものがあり、手作業による確認と記録が生じていた。

【対応方針】

事務の効率性、正確性の観点から電算システムの改修により受領日が保存されるよう検討する必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

a 督促状の発付

発付されているが、会計規則の様式と異なり、かつ、会計規則で定めた期日内に発付されていなかった。

【対応方針】

督促状は法、規則に基づいて、速やかに発付する必要がある。

b 交渉（折衝）

連帯保証人に対する交渉が行われていないものがあつた。

【対応方針】

連帯保証人に対しても早期かつ公平に交渉を行う必要がある。

(9) 心身障害者扶養共済制度掛金 (事業NO. 9)

ア 監査対象機関  
障害者支援課

イ 債権の内容、分類

心身障害者を扶養する保護者が、一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡などの所定の要件を満たしたとき、障害者に終身一定額の年金を支給する共済制度における掛金（未納分）に係る債権であり、私法上の債権に分類される。

県は、掛金を加入者から納入させると同時に、共済責任を担保している保険者に当該掛金を支出している。

加入者が制度を脱退しない限り当該共済契約、保険契約は継続するため、掛金の滞納が発生しても制度脱退までの間は、県が掛金を立て替えて保険者に支出していることから、未収金が生じている。

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(心身障害者扶養共済制度掛金)

(単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	87,853,300	108,857,450	95,546,300	85,420,450	77,783,450
	過年度分	37,130,910	37,487,410	38,755,360	38,943,760	39,324,210
	計	124,984,210	146,344,860	134,301,660	124,364,210	117,107,660
収入済額	現年度分	86,846,800	107,013,900	94,408,850	84,606,300	76,938,900
	過年度分	650,000	755,600	949,050	253,700	266,700
	計	87,496,800	107,769,500	95,357,900	84,860,000	77,205,600
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
収入未済額	現年度分	1,006,500	1,843,550	1,137,450	814,150	844,550
	過年度分	36,480,910	36,731,810	37,806,310	38,690,060	39,057,510
	計	37,487,410	38,575,360	38,943,760	39,504,210	39,902,060
収入率	現年度分	98.9	98.3	98.8	99.0	98.9
	過年度分	1.8	2.0	2.4	0.7	0.7
	計	70.0	73.6	71.0	68.2	65.9

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

a 収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の37,487,410円から、平成23年度は39,902,060円に増加していた。

収入率は過年度分が0.7%と低かった。

【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

b 事業ごとの債権管理マニュアルの整備

事業ごとの債権管理マニュアルは整備されていなかった。

【対応方針】

事業の制度や運営経緯を考慮した管理を行うことや、恒常的な債権管理が必要であることから、債権管理マニュアルを整備する必要がある。



c 滞納理由の分析からの検討すべき問題

山口県心身障害者扶養共済制度条例によると、加入者が掛金を2月間滞納したとき、加入者としての地位を失うものとされている。

本庁所管課では、2月間滞納となった後も、別途作成された内規に基づき、加入者の意思の確認とともに納入指導や任意脱退の勧奨等が行われていることから、ほとんどが2か月を超える滞納となり未収金が増加している。

また、滞納債権については、ほとんどが制度脱退者であり、これらの者に対する納付交渉等の債権管理は行われていなかった。

【対応方針】

加入者に対する納付義務の十分な周知に努めるとともに、条例の趣旨に照らし、内規の見直しを検討するなど、滞納発生後の速やかな脱退意思等の確認により未収金の発生防止に努める必要がある。

また、制度脱退者に対しても、債務者として公平に債権管理を行うなど、実効性のある債権管理を行う必要がある。

d 業務の見直しと組織面での対応

担当者の管理している1人当たり債権数が約300件と多かった。

【対応方針】

十分な債権管理が行き届くように、債権管理システムの導入など業務の効率化・省力化や、事務執行体制、事務分担等を総合的に検討する必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

a 督促状の発付

発付されているが、会計規則の様式と異なり、かつ、会計規則で定めた期日内に発付されていなかった。

【対応方針】

督促状は法、規則に基づいて、速やかに発付する必要がある。

b 延滞債権管理簿の整備及び記録

債務者ごとの延滞債権管理簿が作成されていないものがあつた。また、納付交渉等の情報が記録されていないものがあつた。

【対応方針】

延滞債権管理簿の整備及び記録を的確に行う必要がある。

c 交渉（折衝）

制度脱退者等の債権について、交渉が行われていなかった。

【対応方針】

所在不明者に対する所在調査を実施し、早期かつ公平に交渉を開始する必要がある。

また、適正な財産調査を実施し、回収可能性の検討を組織的に実施し、確実な回収方針を策定する必要がある。

d 時効中断措置

時効期間が経過した債権があつた。

【対応方針】

時効中断措置の実施計画を定め、時効中断措置を的確に講じる必要がある。

(10) 障害児施設等措置費負担金（事業NO. 10）

ア 監査対象機関

障害者支援課（本庁所管課）

中央、岩国、周南、下関児童相談所（出先機関）

イ 債権の内容、分類

障害児施設等への入所措置に要する費用等の全部又は一部に係る本人又は扶養義務者からの所得等の負担能力に応じた徴収金に係る債権であり、強制徴収が可能な公法上の債権に分類される。

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(障害児施設等措置費負担金)

(単位 円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
調定額	現年度分	700,200	484,300	610,800	705,700	1,648,600
	過年度分	19,771,055	16,331,400	13,107,780	9,402,960	8,226,040
	計	20,471,255	16,815,700	13,718,580	10,108,660	9,874,640
収入済額	現年度分	161,000	70,700	174,600	121,500	803,800
	過年度分	1,641,160	1,071,020	1,202,820	503,220	580,817
	計	1,802,160	1,141,720	1,377,420	624,720	1,384,617
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	2,337,695	2,566,200	2,938,200	1,253,400	95,800
	計	2,337,695	2,566,200	2,938,200	1,253,400	95,800
収入未済額	現年度分	539,200	413,600	436,200	584,200	844,800
	過年度分	15,792,200	12,694,180	8,966,760	7,646,340	7,549,423
	計	16,331,400	13,107,780	9,402,960	8,230,540	8,394,223
収入率	現年度分	23.0	14.6	28.6	17.2	48.8
	過年度分	8.3	6.6	9.2	5.4	7.1
	計	8.8	6.8	10.0	6.2	14.0

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

a 収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の16,331,400円から、平成23年度は8,394,223円に減少していた。その間、不納欠損処分が6,853,600円行われていた。

収入率は現年度が48.8%、過年度分は7.1%と低かった。

【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

b 全庁共通的な取組方針への対応

延滞金等の原則徴収及び減免基準の検討がされていなかった。

【対応方針】

指導通知を再確認するとともに早急に適切な対応を図る必要がある。

c 本庁所管課の指導

次の「(イ) 債権管理事務の執行状況」に示すとおり改善留意事項があった。

**【対応方針】**

適正な事務が執行されるように、本庁所管課は出先機関の状況をより具体的に把握・検討した上、指導・支援の強化を行う必要がある。

d 実施体制

債権管理の事務について、措置を担当する児童福祉司の関与が十分でなく、相談員が中心に行っている出先機関があった。

**【対応方針】**

児童福祉司と相談員が、共同して納付交渉を行うなど、連携した債権管理に取り組む必要がある。

e 分任出納員の任命

債権管理担当者が分任出納員に任命されていない出先機関があった。

**【対応方針】**

納付事務を円滑に進めるため、債権管理担当者に現金取扱いの権限と責任を与える分任出納員としての任命を検討する必要がある。

f 滞納理由の分析からの検討すべき問題

入所措置後に負担金額が決定されること、虐待等により扶養義務者の意思に反して児童の措置を講じる場合があることなどから、扶養義務者への周知等が進まず、徴収金が滞納となっているものが見受けられた。

**【対応方針】**

費用徴収の趣旨を扶養義務者に十分説明し、理解と協力を得るよう努める必要がある。本庁所管課は事案ごとの措置に至った経緯や滞納の状況を踏まえ標準的かつ効果的な説明方法を検討し、各児童相談所を指導する必要がある。

また、事業の債権管理マニュアルによると、費用徴収について、必要に応じ『保護者負担金について』のちらしを交付し説明するとされているが、「ちらし」が作成されていなかった。

**【対応方針】**

保護者の理解と協力を得ることができるよう「ちらし」を検討し作成する必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

a 時効中断措置

滞納処分や執行停止の手続きを経ることなく時効期間が経過した債権があった。

**【対応方針】**

滞納期間などから時効中断措置を行う基準を作り、計画的に時効中断措置を講じる必要がある。

b 財産調査、滞納処分等

債務者の資力がないことを滞納理由としながら、接触が困難であるなどを理由に、債務者の財産等資力の状況が十分確認されていないものがあつた。

【対応方針】

適正な財産調査を実施し、債務者の生活状況等にも配慮しながら納付交渉を行い、必要に応じ滞納処分や執行停止を検討するとともに、時効中断措置を講じる必要がある。

c 不納欠損処分

滞納処分、執行停止を経ることなく、時効により、不納欠損処分を行っているものがあつた。

【対応方針】

債務者等の生活状況等に留意の上、適正な財産調査を実施し、債権ごとの滞納理由を十分検証した上で、適正な措置を講じる必要がある。

## 2 商工労働部

### (1) 中小企業高度化資金貸付金（事業NO.11）

#### ア 監査対象機関 経営金融課

#### イ 債権の内容、分類

中小企業者が組合などを設立し、共同で経営基盤の強化等を図るために工業団地、卸団地、ショッピングセンター、共同利用施設などを整備する事業等に対する設備資金の貸付金の償還に係る債権であり、私法上の債権に分類される。

#### ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(中小企業高度化資金貸付金) (単位 円、%)

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	3,294,596,831	818,858,869	623,347,120	712,322,111	494,424,477
	過年度分	3,806,275,649	3,764,466,070	3,745,957,424	3,730,297,144	3,721,755,864
	計	7,100,872,480	4,583,324,939	4,369,304,544	4,442,619,255	4,216,180,341
収入済額	現年度分	3,294,596,831	818,858,869	623,347,120	495,997,111	487,624,217
	過年度分	41,809,579	18,508,646	15,660,280	224,866,280	13,282,280
	計	3,336,406,410	837,367,515	639,007,400	720,863,391	500,906,497
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
収入未済額	現年度分	0	0	0	216,325,000	6,800,260
	過年度分	3,764,466,070	3,745,957,424	3,730,297,144	3,505,430,864	3,708,473,584
	計	3,764,466,070	3,745,957,424	3,730,297,144	3,721,755,864	3,715,273,844
収入率	現年度分	100.0	100.0	100.0	69.6	98.6
	過年度分	1.1	0.5	0.4	6.0	0.4
	計	47.0	18.3	14.6	16.2	11.9

#### エ 未収金の縮減に向けた取組み

債権回収業務の民間委託に加え、訴訟、強制執行等を実施するなど、未収金の縮減に向けた債権管理を行っていた。

#### オ 改善留意事項等

##### (ア) 債権管理事務の執行体制

収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の3,764,466,070円から、平成23年度は3,715,273,844円に減少していた。

収入率は過年度分が0.4%と低かった。

##### 【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

なお、貸付金の目的を踏まえ、中小企業診断士による診断の実施や商工会等の連携による助言・指導等、債務の完済に向けた貸付先の経営改善を支援し、未収金の増加を防止することが必要である。

(イ) 債権管理事務の執行状況

交渉（折衝）

延滞債権が発生した後、債権回収に長期間を要しており、回収が困難となっている事案が見受けられた。

【対応方針】

今後とも、速やかに法的措置等を含む債権回収方針を策定の上、適正な債権管理を行う必要がある。

(2) 中小企業設備近代化資金貸付金（事業NO. 12）

ア 監査対象機関  
経営金融課

イ 債権の内容、分類

中小企業の設備近代化を促進するために必要な設備導入資金の貸付金の償還に係る債権であり、私法上の債権に分類される。

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(中小企業設備近代化資金貸付金)

(単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	120,232,951	118,495,951	117,114,951	115,984,951	112,858,659
	計	120,232,951	118,495,951	117,114,951	115,984,951	112,858,659
収入済額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	1,737,000	1,381,000	1,130,000	3,126,292	1,485,000
	計	1,737,000	1,381,000	1,130,000	3,126,292	1,485,000
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	25,662,775
	計	0	0	0	0	25,662,775
収入未済額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	118,495,951	117,114,951	115,984,951	112,858,659	85,710,884
	計	118,495,951	117,114,951	115,984,951	112,858,659	85,710,884
収入率	現年度分					
	過年度分	1.4	1.2	1.0	2.7	1.3
	計	1.4	1.2	1.0	2.7	1.3

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

a 収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の118,495,951円から、平成23年度は85,710,884円に減少していた。

過年度分の収入率は1.3%と低かった。

なお、滞納となっている債権は、すべてが過年度分債権で、昭和38年度から平成11年度までの間に発生した債権であった。

【対応方針】

収入率が低い原因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

b 事業ごとの債権管理マニュアルの整備

事業ごとの債権管理マニュアルは整備されていなかった。

【対応方針】

事業の制度や運営経緯を考慮した管理を行うことや、恒常的な債権管理が必要であることから、債権管理マニュアルを整備する必要がある。

- c 全庁共通的な取組方針への対応  
延滞金等の原則徴収及び減免基準の検討がされていなかった。

**【対応方針】**

指導通知を再確認するとともに早急に適切な対応を図る必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

- a 延滞債権管理簿の整備及び記録  
延滞債権管理簿に督促状の発付が記録されていないものがあった。

**【対応方針】**

債権管理の証拠となる必要な事項は延滞債権管理簿に記録する必要がある。

- b 交渉（折衝）

主債務者が倒産し請求が困難である事例において、連帯保証人に対する交渉が行われていないものがあった。

**【対応方針】**

早期に連帯保証人に滞納状況を示し、連帯保証人に対しても請求等納付交渉を行う必要がある。交渉においては文書による債権確認調査の活用も検討する必要がある。

連帯保証人が死亡した場合、相続関係が調査されていないものがあった。

**【対応方針】**

相続関係を調査し、交渉など適正な債権管理を行う必要がある。

- c 時効中断措置

時効期間が経過した債権があった。

**【対応方針】**

時効中断措置の実施計画を定め、時効中断措置を的確に講じる必要がある。



(3) 中小企業設備近代化資金違約金 (事業NO. 13)

ア 監査対象機関  
経営金融課

イ 債権の内容、分類

中小企業設備近代化資金貸付金の償還に係る違約金債権であり、私法上の債権に分類される。

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(中小企業設備近代化資金違約金) (単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	133,194	133,194	133,194	133,194	133,194
	計	133,194	133,194	133,194	133,194	133,194
収入済額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
収入未済額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	133,194	133,194	133,194	133,194	133,194
	計	133,194	133,194	133,194	133,194	133,194
収入率	現年度分					
	過年度分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

収入未済額の増減と収入率の状況

すべて過年度の未収金であり増減はなかった。

【対応方針】

回収が進んでいない原因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

a 交渉 (折衝)

債務者に対する納付交渉等の接触が行われていなかった。

【対応方針】

早期かつ公平な交渉を行う必要がある。

債務者が死亡した場合、相続関係が調査されていないものがあった。

【対応方針】

相続関係を調査し、交渉など適正な債権管理を行う必要がある。

b 時効中断措置

いずれの債権も時効期間が経過していた。

【対応方針】

納付交渉等適正な債権管理を行う必要がある。

(4) 中小企業振興育成費(中小企業従業員住宅家賃) (事業NO. 14)

ア 監査対象機関  
経営金融課

イ 債権の内容、分類

県が中小企業の従業員住宅を建設し、企業に賃貸する事業に伴う建設費相当額の賃貸料(24年分割)に係る債権であり、私法上の債権に分類される。  
(平成15年度末をもって事業は廃止され、新規貸付は行われていない。)

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(中小企業振興育成費(中小企業従業員住宅家賃)) (単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	37,133,476	37,133,476	37,113,476	33,658,896	33,658,896
	計	37,133,476	37,133,476	37,113,476	33,658,896	33,658,896
収入済額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	20,000	40,000	0	207,000
	計	0	20,000	40,000	0	207,000
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	3,414,580	0	6,871,036
	計	0	0	3,414,580	0	6,871,036
収入未済額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	37,133,476	37,113,476	33,658,896	33,658,896	26,580,860
	計	37,133,476	37,113,476	33,658,896	33,658,896	26,580,860
収入率	現年度分					
	過年度分	0.0	0.1	0.1	0.0	0.6
	計	0.0	0.1	0.1	0.0	0.6

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

a 収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の37,133,476円から、平成23年度は26,580,860円に減少していた。

過年度分の収入率は0.6%と低かった。

なお、滞納となっている債権は、すべてが過年度分債権で、昭和50年度から平成11年度までの間に発生した債権であった。

【対応方針】

収入率が低い原因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

b 事業ごとの債権管理マニュアルの整備

事業ごとの債権管理マニュアルは整備されていなかった。

【対応方針】

事業の制度や運営経緯を考慮した管理を行うことや、恒常的な債権管理が必要であることから、債権管理マニュアルを整備する必要がある。

- c 全庁共通的な取組方針への対応  
延滞金等の原則徴収及び減免基準の検討がされていなかった。

**【対応方針】**

指導通知を再確認するとともに早急に適切な対応を図る必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

- a 延滞債権管理簿の整備及び記録  
延滞債権管理簿に督促状の発付が記録されていないものがあつた。

**【対応方針】**

債権管理の証拠となる必要な事項は延滞債権管理簿に記録する必要がある。

- b 交渉（折衝）  
連帯保証人が死亡した場合、相続関係が調査されていないものがあつた。

**【対応方針】**

相続関係を調査し、交渉など適正な債権管理を行う必要がある。

- c 時効中断措置  
時効期間が経過した債権があつた。

**【対応方針】**

時効中断措置の実施計画を定め、時効中断措置を的確に講じる必要がある。

### 3 農林水産部

#### (1) 農業改良資金貸付金（事業NO.15）

ア 監査対象機関  
農業経営課

#### イ 債権の内容、分類

農業者の創意工夫による新分野への取組みを支援するため、必要となる設備等の導入に要する資金の貸付金の償還に係る債権であり、私法上の債権に分類される。

県は、県信用農業協同組合連合会及び関係する農業協同組合に、借受者に対する償還指導の事務等を委託している。

#### ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(農業改良資金貸付金)

(単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	49,803,000	46,871,000	28,919,000	27,636,000	20,427,000
	過年度分	52,475,000	59,959,400	64,631,000	59,189,000	54,959,000
	計	102,278,000	106,830,400	93,550,000	86,825,000	75,386,000
収入済額	現年度分	39,928,600	37,318,000	25,829,000	23,950,000	19,102,000
	過年度分	2,390,000	4,881,400	8,532,000	7,916,000	7,980,000
	計	42,318,600	42,199,400	34,361,000	31,866,000	27,082,000
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
収入未済額	現年度分	9,874,400	9,553,000	3,090,000	3,686,000	1,325,000
	過年度分	50,085,000	55,078,000	56,099,000	51,273,000	46,979,000
	計	59,959,400	64,631,000	59,189,000	54,959,000	48,304,000
収入率	現年度分	80.2	79.6	89.3	86.7	93.5
	過年度分	4.6	8.1	13.2	13.4	14.5
	計	41.4	39.5	36.7	36.7	35.9

#### エ 未収金の縮減に向けた取組み

- (ア) 債務者の経営状況も勘案し、債権管理業務を一部委託した法人とも共同して効果的な時期に交渉が行われている。
- (イ) 償還指導時には、その時点での違約金額が試算して示されている。
- (ウ) 債権管理事務を委託した法人と連携して予定額の償還が困難と思われる借受人に対しては、償還日より前に交渉を開始し、早めの分納を促すなど、早期対応に努めている。
- (エ) 分納額について、委託した法人と連携し決定されている。また、分納額の増額を適宜検討の上実施しており、誓約書を提出させている。

#### オ 改善留意事項等

##### (ア) 債権管理事務の執行体制

収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の59,959,400円から、平成23年度は48,304,000円に減少していた。

収入率は現年度分が93.5%、過年度分は14.5%と低かった。

#### 【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

(2) 農業改良資金違約金 (事業NO. 16)

ア 監査対象機関  
農業経営課

イ 債権の内容、分類

農業改良資金の償還に係る違約金債権であり、私法上の債権に分類される。

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(農業改良資金違約金)

(単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	242,216	30,519	940,217	723,472	195,325
	過年度分	1,508,673	1,586,915	1,586,915	1,943,215	1,809,564
	計	1,750,889	1,617,434	2,527,132	2,666,687	2,004,889
収入済額	現年度分	102,758	30,519	444,459	603,472	195,325
	過年度分	61,216	0	139,458	253,651	320,000
	計	163,974	30,519	583,917	857,123	515,325
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
収入未済額	現年度分	139,458	0	495,758	120,000	0
	過年度分	1,447,457	1,586,915	1,447,457	1,689,564	1,489,564
	計	1,586,915	1,586,915	1,943,215	1,809,564	1,489,564
収入率	現年度分	42.4	100.0	47.3	83.4	100.0
	過年度分	4.1	0.0	8.8	13.1	17.7
	計	9.4	1.9	23.1	32.1	25.7

エ 改善留意事項等  
特になし。

(3) 林業・木材産業改善資金貸付金（事業NO. 17）

ア 監査対象機関

森林企画課

イ 債権の内容、分類

新たな林業部門の経営の開始など、林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の貸付金の償還に係る債権であり、私法上の債権に分類される。

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(林業・木材産業改善資金貸付金)

(単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	22,870,007	20,222,000	17,812,000	10,990,000	6,790,000
	過年度分	62,063,544	61,567,544	60,382,544	54,300,544	53,587,544
	計	84,933,551	81,789,544	78,194,544	65,290,544	60,377,544
収入済額	現年度分	22,250,007	19,872,000	17,462,000	10,640,000	6,440,000
	過年度分	1,116,000	1,535,000	6,432,000	1,063,000	4,999,544
	計	23,366,007	21,407,000	23,894,000	11,703,000	11,439,544
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
収入未済額	現年度分	620,000	350,000	350,000	350,000	350,000
	過年度分	60,947,544	60,032,544	53,950,544	53,237,544	48,588,000
	計	61,567,544	60,382,544	54,300,544	53,587,544	48,938,000
収入率	現年度分	97.3	98.3	98.0	96.8	94.8
	過年度分	1.8	2.5	10.7	2.0	9.3
	計	27.5	26.2	30.6	17.9	18.9

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

a 収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の61,567,544円から、平成23年度の48,938,000円に減少していた。

収入率は現年度分が94.8%、過年度分は9.3%と低かった。

【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

b 滞納理由の分析から検討すべき問題点

滞納理由の多くは経営環境が悪化し償還が困難となったことによるものであった。

分納額が僅少で回収まで長期間を要する債権が見受けられた。

【対応方針】

連帯保証人への請求も行い、債権に応じた適正な分納額とし、早期完済を図るなどの対応が必要である。

(イ) 債権管理事務の執行状況

a 交渉（折衝）

連帯保証人に対する交渉が行われていないものがあった。

**【対応方針】**

連帯保証人に対しても早期の償還指導が必要である。

b 財産調査の実施

資力がないことを滞納理由としながら、財産調査が実施されていないものがあった。

**【対応方針】**

財産調査を実施するなど資力を確認した上、回収方針を決定する必要がある。

(4) 林業・木材産業改善資金違約金（事業NO. 18）

ア 監査対象機関  
森林企画課

イ 債権の内容、分類

林業・木材産業改善資金貸付金の償還に係る違約金債権であり、私法上の債権に分類される。

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(林業・木材産業改善資金違約金)

(単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	0	12,868	0	301,378	381,573
	過年度分	565,923	565,923	565,923	565,923	843,301
	計	565,923	578,791	565,923	867,301	1,224,874
収入済額	現年度分	0	12,868	0	24,000	381,573
	過年度分	0	0	0	0	24,000
	計	0	12,868	0	24,000	405,573
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
収入未済額	現年度分	0	0	0	277,378	0
	過年度分	565,923	565,923	565,923	565,923	819,301
	計	565,923	565,923	565,923	843,301	819,301
収入率	現年度分		100.0		8.0	100.0
	過年度分	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8
	計	0.0	2.2	0.0	2.8	33.1

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の565,923円から、平成23年度は819,301円に増加していた。収入率は過年度分が2.8%と低かった。

【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

a 交渉（折衝）

連帯保証人に対する交渉が行われていないものがあった。

【対応方針】

連帯保証人に対しても早期かつ公平に交渉を行う必要がある。

b その他

(3) に記載した林業・木材産業改善資金と同じ。



(5) 沿岸漁業改善資金貸付金 (事業NO. 19)

ア 監査対象機関  
水産振興課

イ 債権の内容、分類

沿岸漁業の従事者に対する、新しい生産技術の導入、漁家生活の改善及び青年漁業者等の養成確保に必要な資金の貸付金の償還に係る債権であり、私法上の債権に分類される。

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(沿岸漁業改善資金貸付金)

(単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	31,827,847	28,448,889	26,463,000	32,354,243	24,976,773
	過年度分	7,214,050	6,668,750	9,228,039	9,708,450	10,444,450
	計	39,041,897	35,117,639	35,691,039	42,062,693	35,421,223
収入済額	現年度分	30,027,847	24,298,000	22,389,000	26,592,243	20,173,332
	過年度分	2,345,300	1,591,600	3,593,589	5,026,000	4,030,000
	計	32,373,147	25,889,600	25,982,589	31,618,243	24,203,332
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
収入未済額	現年度分	1,800,000	4,150,889	4,074,000	5,762,000	4,803,441
	過年度分	4,868,750	5,077,150	5,634,450	4,682,450	6,414,450
	計	6,668,750	9,228,039	9,708,450	10,444,450	11,217,891
収入率	現年度分	94.3	85.4	84.6	82.2	80.8
	過年度分	32.5	23.9	38.9	51.8	38.6
	計	82.9	73.7	72.8	75.2	68.3

エ 未収金の縮減に向けた取組み

違約金については、十分な周知と必要な徴収が行われ、過年度分の収入率は38.6%となっており、短期間で回収が図られていた。

オ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の6,668,750円から、平成23年度は11,217,891円に増加していた。

収入率は現年度分が80.8%と低かった。

【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

#### 4 土木建築部

##### (1) 県営住宅家賃（事業NO. 20）

###### ア 監査対象機関 住宅課

###### イ 債権の内容、分類

県営住宅入居者との賃貸借契約に係る債権であり、私法上の債権に分類される。

滞納家賃の督促、収納事務は県営住宅の指定管理業務として、県施設管理財団（平成23年度までは県住宅供給公社）に委託されていた。

###### ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(県営住宅家賃) (単位 円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
調定額	現年度分	2,894,895,508	2,936,401,036	2,950,942,037	2,986,620,635	2,929,793,000
	過年度分	230,544,967	227,279,403	223,341,662	224,153,195	211,108,099
	計	3,125,440,475	3,163,680,439	3,174,283,699	3,210,773,830	3,140,901,099
収入済額	現年度分	2,850,467,958	2,900,814,996	2,917,679,883	2,966,081,907	2,913,111,812
	過年度分	47,693,114	39,523,781	32,450,621	33,042,224	21,762,082
	計	2,898,161,072	2,940,338,777	2,950,130,504	2,999,124,131	2,934,873,894
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
収入未済額	現年度分	44,427,550	35,586,040	33,262,154	20,538,728	16,681,188
	過年度分	182,851,853	187,755,622	190,891,041	191,110,971	189,346,017
	計	227,279,403	223,341,662	224,153,195	211,649,699	206,027,205
収入率	現年度分	98.5	98.8	98.9	99.3	99.4
	過年度分	20.7	17.4	14.5	14.7	10.3
	計	92.7	92.9	92.9	93.4	93.4

###### エ 未収金の縮減に向けた取組み

###### (ア) 未収金の発生防止の取組みについて

明渡請求実施基準について、平成18年度以降、段階的に厳格化され、平成21年度からは滞納者への更なる納付意識の喚起と滞納額の縮減を図るため「3か月以上の家賃滞納がある者」には明渡しを請求することとされている。

現年度分の収入率は99.4%で、年度ごとに向上しており、こうした取組みの成果は認められる。

###### (イ) 収入未済額の解消の取組みについて

一部債権については、成功報酬方式により弁護士法人に委託されていた。

###### オ 改善留意事項等

###### (ア) 債権管理事務の執行体制

###### a 収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の227,279,403円から、平成23年度は206,027,205円に減少していた。

収入率は過年度分が10.3%と低かった。

**【対応方針】**

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

b 滞納理由の分析から検討すべき問題

過年度分収入未済額のほとんどは、県営住宅を退去し債務者の所在が不明となった債権が占めており、こうした債権について、時効期間が経過しているものが見受けられた。

**【対応方針】**

退去時は、速やかに交渉を行う必要がある。

退去者の所在調査を行い、債務者への請求を行うとともに、連帯保証人に対する請求も実施する必要がある。

c 債権管理の委託

指定管理業務の委託先に対して、未収金に関する債権管理の方針や業務の内容が徹底されていないものがあった。

**【対応方針】**

委託先に業務内容を明確に示し、委託先の債権管理事務に係る執行状況を把握した上、必要な指示を行うことにより、早急に実効性のある債権管理を行う必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

a 延滞債権管理簿の整備及び記録

指定管理業務として委託した債権について、延滞債権管理簿が整備されていないものが見受けられた。

**【対応方針】**

延滞債権管理簿の整備及び記録を徹底し、本庁所管課と委託先との情報の共有化を図り、効率的な債権管理に努める必要がある。

b 交渉（折衝）

退去後の所在不明者に対する納付交渉等の債権管理が十分には行われていなかった。

**【対応方針】**

所在調査などにより債務者の所在把握に努め、交渉など適正な債権管理を行う必要がある。

債務者が死亡した場合、相続関係が調査されていないものがあった。

**【対応方針】**

相続関係を調査し、交渉など適正な債権管理を行う必要がある。

連帯保証人に対する交渉が行われていなかった。

**【対応方針】**

連帯保証人に対しても早期かつ公平に請求等納付交渉を行う必要がある。

c 時効中断措置

時効期間が経過した債権があった。

**【対応方針】**

時効中断措置の実施計画を定め、時効中断措置を的確に講じる必要がある。

(2) 県営住宅駐車場使用料（事業NO. 21）

ア 監査対象機関  
住宅課

イ 債権の内容、分類

県営住宅の駐車場使用料で、入居者への使用許可に係る債権であり、強制徴収できない公法上の債権に分類される。

滞納駐車場使用料の督促、収納事務は県営住宅の指定管理業務として、県施設管理財団（平成23年度までは県住宅供給公社）に委託されていた。

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(県営住宅駐車場使用料) (単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	128,156,110	127,477,110	127,975,834	113,221,015	112,247,941
	過年度分	9,246,300	8,993,190	8,870,280	9,108,646	8,672,359
	計	137,402,410	136,470,300	136,846,114	122,329,661	120,920,300
収入済額	現年度分	126,537,260	126,129,000	126,718,794	112,362,459	111,627,683
	過年度分	1,871,960	1,471,020	1,018,200	1,294,763	912,393
	計	128,409,220	127,600,020	127,736,994	113,657,222	112,540,076
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
収入未済額	現年度分	1,618,850	1,348,110	1,257,040	858,556	620,258
	過年度分	7,374,340	7,522,170	7,852,080	7,813,883	7,759,966
	計	8,993,190	8,870,280	9,109,120	8,672,439	8,380,224
収入率	現年度分	98.7	98.9	99.0	99.2	99.4
	過年度分	20.2	16.4	11.5	14.2	10.5
	計	93.5	93.5	93.3	92.9	93.1

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

a 収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の8,993,190円から、平成23年度は8,380,224円に減少していた。

収入率は過年度分が10.5%と低かった。

【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

b 滞納理由の分析から検討すべき問題

過年度分収入未済額のほとんどは、県営住宅を退去し債務者の所在が不明となった債権が占めており、こうした債権について、時効期間が経過しているものが見受けられた。

【対応方針】

退去時は、速やかに交渉を行う必要がある。

退去者の所在調査を行い、適正な債権管理を図る必要がある。

- c 債権管理の委託  
指定管理業務の委託先に対して、未収金に関する債権管理の方針や業務の内容が徹底されていないものがあった。

**【対応方針】**

委託先に業務内容を明確に示し、委託先の債権管理事務に係る執行状況を把握した上、委託先に指示するなど、早急に実効性のある債権管理を行う必要がある。

滞納家賃については弁護士法人に債権回収が委託されているものがあるが、同一債務者の駐車場使用料についても含めることを検討する必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

- a 延滞債権管理簿の整備及び記録

指定管理業務として委託した債権について、延滞債権管理簿が整備されていないものが見受けられた。

**【対応方針】**

延滞債権管理簿の整備及び記録を徹底し、本庁所管課と委託先との情報の共有化を図り、効率的な債権管理に努める必要がある。

- b 交渉（折衝）

退去後の所在不明者に対する納付交渉等の債権管理が十分には行われていなかった。

**【対応方針】**

所在調査などにより債務者の所在把握に努め、交渉など適正な債権管理を行う必要がある。

- c 時効中断措置

時効期間が経過した債権があった。

**【対応方針】**

時効中断措置の実施計画を定め、時効中断措置を的確に講じる必要がある。

(3) 県営住宅火災損害賠償金 (事業NO. 22)

ア 監査対象機関  
住宅課

イ 債権の内容、分類

県営住宅入居者の過失による火災損害賠償金に係る債権であり、私法上の債権に分類される。

ウ 未収金の状況

決算の推移(県営住宅火災損害賠償金) (単位 円、%)

区 分		平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	4,111,958	13,843,669
	過年度分	0	4,061,958
	計	4,111,958	17,905,627
収入済額	現年度分	50,000	107,552
	過年度分	0	157,300
	計	50,000	264,852
不納欠損額	現年度分	0	0
	過年度分	0	0
	計	0	0
収入未済額	現年度分	4,061,958	13,736,117
	過年度分	0	3,904,658
	計	4,061,958	17,640,775
収入率	現年度分	1.2	0.8
	過年度分		3.9
	計	1.2	1.5

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

a 収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成22年度の4,061,958円から、平成23年度は17,640,775円に増加していた。

収入率は現年度が0.8%、過年度分は3.9%と低かった。

【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

本債権は債務者がその負担能力を超えて一時に多額の債務を負うこととなることから、任意保険の加入を徹底するなど入居者の危険負担を担保する制度的な仕組みを検討する必要がある。

b 滞納理由の分析から検討すべき問題点

分納額が僅少で回収まで長期間を要する債権が見受けられた。

【対応方針】

連帯保証人への請求も行い、債権に応じた適正な分納額とし、早期完済を図るなどの対応が必要である。

(イ) 債権管理事務の執行状況

a 督促状の発付

督促状が発付されていないものがあつた。

【対応方針】

督促状は法、規則に基づいて、速やかに発付する必要がある。

b 交渉（折衝）

分納額の決定に当たり、客観的な資料による検証がされていないものがあつた。

【対応方針】

分納額の検証を客観的な資料により行い早期返済を図る必要がある。

連帯保証人に対する交渉が行われていなかった。

【対応方針】

早期に連帯保証人に滞納状況を示し、連帯保証人に対しても請求等納付交渉を行う必要がある。

## 5 教育庁

### (1) 高等学校等進学奨励費（事業NO.23）

#### ア 監査対象機関

人権教育課

#### イ 債権の内容、分類

高校・大学等に在学する経済的に困窮している者に奨学金として貸与したもので、当該奨学金制度は平成14年に廃止されている。

当該奨学金の返還に係る債権であり、私法上の債権に分類される。

#### ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(高等学校等進学奨励費)

(単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	57,766,150	57,528,240	57,308,680	54,747,370	57,264,530
	過年度分	132,626,920	154,817,920	174,816,720	195,404,770	215,220,440
	計	190,393,070	212,346,160	232,125,400	250,152,140	272,484,970
収入済額	現年度分	34,145,550	33,394,640	33,193,330	30,936,300	34,397,220
	過年度分	1,429,600	4,134,800	3,527,300	3,995,400	5,832,120
	計	35,575,150	37,529,440	36,720,630	34,931,700	40,229,340
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	69,400
	過年度分	0	0	0	0	514,800
	計	0	0	0	0	584,200
収入未済額	現年度分	23,620,600	24,133,600	24,115,350	23,811,070	22,797,910
	過年度分	131,197,320	150,683,120	171,289,420	191,409,370	208,873,520
	計	154,817,920	174,816,720	195,404,770	215,220,440	231,671,430
収入率	現年度分	59.1	58.0	57.9	56.5	60.1
	過年度分	1.1	2.7	2.0	2.0	2.7
	計	18.7	17.7	15.8	14.0	14.8

#### エ 改善留意事項等

##### (ア) 債権管理事務の執行体制

収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の154,817,920円から、平成23年度は231,671,430円に増加していた。

収入率は現年度分が60.1%、過年度分は2.7%と低かった。

##### 【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

##### (イ) 債権管理事務の執行状況

交渉（折衝）

催告の強化などについて、個別の事情を勘案する必要があり、対応を検討中であった。

##### 【対応方針】

引き続き、実施可能な方法を検討し、対応する必要がある。



(2) 高等学校等進学奨励費（返納金）（事業NO. 24）

ア 監査対象機関  
人権教育課

イ 債権の内容、分類

中途退学者へ過払いした高等学校等進学奨励費に係る返納金であり、私法上の債権に分類される。

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(高等学校等進学奨励費(返納金))

(単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	1,211,000	1,211,000	1,211,000	1,211,000	1,211,000
	計	1,211,000	1,211,000	1,211,000	1,211,000	1,211,000
収入済額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
収入未済額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	1,211,000	1,211,000	1,211,000	1,211,000	1,211,000
	計	1,211,000	1,211,000	1,211,000	1,211,000	1,211,000
収入率	現年度分					
	過年度分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

収入未済額の増減と収入率の状況

すべて過年度の未収金であり増減はなかった。

【対応方針】

回収が進んでいない原因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

(1) に記載した高等学校等進学奨励費と同じ。

## 6 警察本部

### (1) 放置違反金（事業NO. 25）

#### ア 監査対象機関 交通指導課

#### イ 債権の内容、分類

放置駐車に係る放置違反金に係る債権であり、強制徴収可能な公法上の債権に分類される。

#### ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(放置違反金)

(単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	62,224,000	57,410,000	43,979,000	51,662,000	48,376,000
	過年度分	4,994,000	10,793,000	13,183,000	11,833,000	12,794,000
	計	67,218,000	68,203,000	57,162,000	63,495,000	61,170,000
収入済額	現年度分	54,090,000	50,357,000	38,630,000	46,624,000	43,193,000
	過年度分	2,128,000	4,534,000	6,588,000	3,954,000	3,763,000
	計	56,218,000	54,891,000	45,218,000	50,578,000	46,956,000
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	168,000
	計	0	0	0	0	168,000
収入未済額	現年度分	8,134,000	7,053,000	5,349,000	5,038,000	5,183,000
	過年度分	2,866,000	6,259,000	6,595,000	7,879,000	8,863,000
	計	11,000,000	13,312,000	11,944,000	12,917,000	14,046,000
収入率	現年度分	86.9	87.7	87.8	90.2	89.3
	過年度分	42.6	42.0	50.0	33.4	29.4
	計	83.6	80.5	79.1	79.7	76.8

#### エ 改善留意事項等

##### (ア) 債権管理事務の執行体制

##### a 収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の11,000,000円から、平成23年度は14,046,000円に増加していた。

収入率は現年度分が89.3%と低かった。

##### 【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

##### b 滞納理由の分析からの検討すべき問題

債権管理のマニュアルに従い、督促、文書催告を行った後、納付のないものは差押予告通知書が送付されているものの、効果的な個別交渉が十分には行われていないことから、収入未済額は増加している。

##### 【対応方針】

債務者の状況に応じた効果的な債権管理について検討する必要がある。

(2) 放置違反金(延滞金)(事業NO.26)

ア 監査対象機関  
交通指導課

イ 債権の内容、分類

放置違反金の延滞金に係る債権であり、強制徴収可能な公法上の債権に分類される。

ウ 未収金の状況

過去5年間の決算の推移(放置違反金(延滞金))

(単位 円、%)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
調定額	現年度分	173,000	529,000	902,000	935,000	704,000
	過年度分	0	91,000	273,000	630,000	1,049,000
	計	173,000	620,000	1,175,000	1,565,000	1,753,000
収入済額	現年度分	82,000	347,000	545,000	513,000	377,000
	過年度分	0	0	0	3,000	11,000
	計	82,000	347,000	545,000	516,000	388,000
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	過年度分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
収入未済額	現年度分	91,000	182,000	357,000	422,000	327,000
	過年度分	0	91,000	273,000	627,000	1,038,000
	計	91,000	273,000	630,000	1,049,000	1,365,000
収入率	現年度分	47.4	65.6	60.4	54.9	53.6
	過年度分		0.0	0.0	0.5	1.0
	計	47.4	56.0	46.4	33.0	22.1

エ 改善留意事項等

(ア) 債権管理事務の執行体制

収入未済額の増減と収入率の状況

収入未済額は平成19年度の91,000円から、平成23年度は1,365,000円に増加していた。

収入率は現年度分が53.6%、過年度分は1.0%と低かった。

【対応方針】

早期に未収金の発生要因を分析し、収入未済額の解消を図る取組みを検討する必要がある。

(イ) 債権管理事務の執行状況

督促状の発付等債権管理

督促状が発付されていないなど、債権管理事務の取組みが不十分であるものが見受けられた。

【対応方針】

督促状は法、規則に基づき、速やかに発付する等、債権管理マニュアルに従った事務処理を行う必要がある。